

平成21年第8回野洲市議会定例会会議録

招集年月日 平成21年12月10日

招集場所 野洲市役所議場

応招議員 1番 太田 健一 2番 野並 享子
 3番 小菅 六雄 4番 高橋 繁夫
 5番 内田 聡史 6番 奥村 治男
 7番 矢野 隆行 8番 梶山 幾世
 9番 井狩 辰也 10番 市木 一郎
 11番 坂口 哲哉 12番 田中 良隆
 13番 中島 一雄 14番 丸山 敬二
 15番 西本 俊吉 16番 三和 郁子
 17番 鈴木 市朗 18番 田中 孝嗣
 19番 立入三千男 20番 河野 司

不応招議員 なし

出席議員 応招議員に同じ

欠席議員 なし

地方自治法第121条の規定により説明のため出席を求めた者の職氏名

市長	山仲 善彰	副市長	川尻 良治
教育長	南出 儀一郎	政策調整部長	南 喜代志
総務部長 (選挙管理委員会書記長)	前田 健司	市民部長	高田 一巳
健康福祉部長	新庄 敏雅	都市建設部長	橋 俊明
環境経済部長	岡野 勉	環境経済部政策監	土肥 義博
教育部長	東郷 達雄	政策調整部次長	富田 久和
総務部次長	山本 利夫	広報秘書課長	寺田 実好
企画財政課長	立入 孝次	総務課長	川端 弘一

出席した事務局職員の氏名

事務局長	田中 正二	事務局次長	井狩 重則
書記	三上 忠宏	書記	辻 昭典

議事日程

- 第 1 諸般の報告
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議第 9 7 号から議第 1 6 1 号まで
(野洲市市民サービスセンター条例 他 6 4 件)
質疑
- 第 4 議第 9 7 号から議第 1 5 4 号まで
(野洲市市民サービスセンター条例 他 5 7 件)
常任委員会付託
- 第 5 議第 1 5 5 号から議第 1 6 1 号まで
(滋賀県市町土地開発公社定款の変更について 他 6 件)
討論、採決
- 第 6 一般質問

開議 午前 9 時 0 0 分

議事の経過

(再開)

○議長（鈴木市朗君）（午前 9 時 0 0 分） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は 2 0 名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

これより日程に入ります。

(日程第 1)

○議長（鈴木市朗君） 日程第 1、諸般の報告を行います。

出席議員 2 0 名全員であります。

次に、本日の議事日程は既に配付済みの議事日程のとおりであります。

次に、本日説明員として出席通知のあった者の職氏名は、1 2 月 3 日と同様のため、配付を省略いたしますので、ご了承願います。

(日程第 2)

○議長（鈴木市朗君） 日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 1 2 0 条の規定により、第 7 番、矢野隆行君、第 8 番、

梶山幾世君を指名いたします。

(日程第3)

○議長(鈴木市朗君) 日程第3、議第97号から議第161号まで、野洲市市民サービスセンター条例他64件を一括議題といたします。

議案質疑通告書が提出されておりますので、これを許します。

第2番、野並享子君。

○2番(野並享子君) おはようございます。2点にわたって質問をいたします。

議第98号野洲市住民投票条例について質問いたします。

今回提案されている条例は、まちづくり基本条例に基づく投票条例です。ようやく実現できる運びになりました。しかし、この投票条例の要件が有権者の4分の1の署名がなければ成り立たないこと。また、その数に達しない場合は、50分の1以上の署名ならば、市議会の過半数の賛成が必要であること。さらに市議会からの請求としては、過半数の算定で成立するということになっています。

現在、全国的に住民投票の請求がされているのは、町民、市民が、県やまた県民からの請求であります。野洲市で有権者の4分の1といえは約1万人の署名となり、かなり大規模な署名となります。市民参加のまちを目指すなら、ハードルは低い方がいいのではないかと考えますが、見解を求めます。

さらに、今回の条例施行が3年以内ということになっています。これでは、3年間絵にかいたもちになります。今、市民が集まれば、都市計画税の導入で固定資産税が上がるのが話題になっています。年金生活になると、増税は身に堪えます。現在の固定資産税でさえも、住宅に使用している土地建物は、路線価でなく所得に応じてしてほしいという声を聞きます。平成23年度実施で行われようとしている都市計画税創設に対して、住民投票が実施できるようにすべきではありませんか。

野洲駅は、全市民が利用します。河川改修も新駅整備事業も市街地だけの問題ではありません。これらの事業のために、市街地にだけ新たな税金を課すのは大いに議論の余地があるところです。市民の意向を聞くことができるように、施行日を来年の知事選や参院選に間に合うようにすべきと考えますが、見解を求めます。

議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例について、本改正は、分庁舎の廃止条例です。中主町と合併し5年が経ちました。ようやく両町の交流が図れるようになってきました。野洲町で合併の夢を語った山崎町長は、「野洲町は琵琶

湖に面していなかったら、合併により、山から湖まで一体になったまちづくりができる」と語っていました。

今、環境基本計画推進会議の水と緑、安心の野洲として市民参加で、山から湖までの取り組みが広がり、大いに交流が深められています。教育委員会や、環境課や農政課が旧中主町にあり、旧野洲町の方々は遠くなったと不満がありましたが、分庁舎に行くことによって、広がった野洲市を実感することができました。

これらを今後発展させていくためにも、野洲市役所本庁にすべてを集約していくことがいいのでしょうか。分庁舎を廃止すれば、旧中主町が過疎のまちになるという心配の声があります。西河原の市街地を中心にまちの発展を考えたとき、将来、副都心として支所が必要になるのではないのでしょうか。将来展望について聞かせて下さい。

分庁舎を廃止して、その後の活用については、22年度考えるとしか言われていません。野洲の給食センターを廃止し、中主と合わせた大規模な給食センターが建設されました。そのとき、まだ使えるものは使っていくということでしたが、結局何も使わず、給食センターも、何かに利用すると言っていました。利用することができないと、ついに取り壊しの計画になっています。次の計画があつて初めて事を起こすことが必要であることを経験しました。

今回も、今後の活用について、廃止してから考えるのでは、給食センターの二の舞になります。現在、分庁舎では70人ぐらいの職員さんが働いておられます。人が往来するからにぎわいがあるのです。人が往来する拠点になるようなものとして、どのようなことを検討されているのかお尋ねいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 皆さん、おはようございます。議第98号野並議員の野洲市住民投票条例についてのご質問にお答えいたします。

住民投票に係る重要事項とは、住民の間または住民、市議会もしくは市長の間に重大な意見の相違があり、住民の福祉に重大な影響を及ぼすもので、その投票結果は、野洲市まちづくり基本条例第22条第2項で、「市議会及び市長は、住民投票の結果を尊重します」と規定しているとおり、市長や市議会の選択や判断を完全に縛るものではなく、その結果を尊重し総合的に判断し、結論を出すこととなっております。

このことから、住民投票制度は、市民のまちづくりへの参加権の保障であると共に、市長と市議会による二元代表に基づく間接民主制による意思決定が大前提であり、市民への

十分な情報公開と議論が尽くされ、その上で市長、市議会、市民の意思の一致が見出せないとき、いち早くその方向性を確認するためのあくまでも議会制間接民主主義を補完する有効な手段として位置付けているものであります。

さて、まず、有権者の4分の1の連署についての見解ですが、冒頭述べました議会制間接民主主義の補完であるということに加え、地方自治法の観点から言いますと、議会の解散請求や議員・長の解職請求は、「その総数の3分の1以上」の者の連署で請求することができ、市民からの直接請求の要件で、これが最も高いハードルと言えます。

一方、最も低いハードルは、市町村の合併の特例等に関する法律で、「その総数の50分の1以上」の者の連署で合併協議会の設置を請求することができますが、その請求を、議会で否決され、しかも長が選挙管理委員会にそれを請求しなかった場合、今度は、「その総数の6分の1以上」の者の連署で合併協議会設置の請求ができます。

このようなことから、議会の意義、また地方自治法に照らし合わせ、「その総数の4分の1以上」と判断をいたしました。

次に、施行日についてのご質問ですが、先に申し上げた条例の趣旨から、まちを二分するような重要事項が対象となり、現時点では住民投票の事案が想定されていません。実際に住民投票が実施されますと、2,000万円から3,000万円ぐらいの経費がかかります。また、投票資格者名簿作成システムの変更にも、高額な費用、約700万円ぐらいかかると試算をしております。平成22年、23年は、財政健全化集中改革プランの実行期間であり、近い将来、日本国憲法の改正手続きに関する法律、いわゆる国民投票法の施行や、住民基本台帳法の改正により、そのシステムを利用できる可能性もあります。

このようなことから、施行日は、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において、規則で定める日からとしております。

次に、ご指摘の都市計画税の導入につきましては、地方自治法第74条において、地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する条例の制定改廃を直接請求の対象から除外していることから、野洲市住民投票条例第2条の第5号で「地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関する事項」を住民投票の対象となる事項から除外しております。したがって、この件につきましては、その内容を市民へ十分情報提供し、その上で議会で議論を尽くされ決定されるべきものと考えます。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） おはようございます。ただいま野並議員からの議第101号野洲市役所の名称及び位置を定める条例の一部を改正する条例に対します質疑にお答えをいたします。

まず、本庁舎への機能集約と支所の必要性についてですが、現在、分庁舎にごさいます環境経済部と教育委員会等を本庁舎に移すことによりまして、政策決定、危機管理の効率化、迅速化など、消費者機能の統合と強化が図られ、あわせて施設管理にかかります経常経費の削減につながることから提案をさせていただいたものでございます。

副都市拠点としての支所の必要性につきましては、支所が特定の区域に限り市の事務を行う場所であるのに対しまして、市域全域を対象として事務を処理するための地方自治法上の出張所としてご提案させていただいております。支所より機能が高い市民サービスセンター条例を別に提案をさせていただいております。旧町域にとらわれなくて、市北部エリアの市民サービスが確保されるものと考えております。

次に、庁舎の利活用につきましては、活用方策を民間から募りますことや、住民の方にもその検討に参画いただきますことで、平成22年度中には、その利活用策を示させていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 住民投票条例につきまして、3年間という……、3年以内、以内というのは、1年でも以内でしょうが。けども、この3年というようなこんな長い猶予を持った条例、これまで野洲町時代から含めて提案されたことがあるでしょうか。長い間かかってようやくこのまちづくり基本条例が形になって、ここで、本来ならばもっと早く投票条例がすぐできるはずだったんですよ。それが、なかなか投票条例ができなくて、ようやく出てきたら、まだ3年というような、このような状況では、本当に一生懸命まちづくり基本条例をつくるために、何回も集まり条例の項目もいっぱい検討してここまでこぎつけた人たちにとっては、何か気の抜けるような話と言いましょか、やっぱり、こういったものは即利用できるような、住民が使えるような、そういうようなことにしていかないとだめだと思うんです。

まちを二分するよなというのは、それは行政の思いと住民の一致点がないというふうになることを意味されているとは思いますが、いろんな意味で、こういったものが今までありませんでしたから、3分の1という大きなハードルの、これまでの解散権とかい

うのを使えばできましたけども、やはりもっともっと住民が身近に行政を引き寄せていくという意味において、この基本条例が生きてくると思うんです。ですから、いろんな意味において、もっとせめて1年以内には、本当にこういった条例が施行されなければという思いがあります。いっぺんこの3年以内というのがあったのかどうかというのをお聞きしたいと思います。

それと、市役所の分庁舎の廃止の件ですが、この今、市民サービスセンターの方が、支所よりか機能が上やということをおっしゃいましたが、あの防災センターではもう今の時点で手狭で会議室も確保が難しいとか、会派説明会のときに、今支所で行われているような学童保育の申し込みとか、保育所の申し込みとか、そういった今まで支所で行われているようなことも、そういった場所が基本的に確保ができないというようなことが言われておりました。今、現在の分庁舎を全くどういうふうな形で活用されるのかわかりませんので、そういった意味において、今、手狭な状況ではやはり将来にわたって問題が生じるだろうと思うんですけども、それと、この合併をしていくというような中で、分庁舎の廃止というのは、それはもう中主の方々にとっては、そういったことは約束はされておらなかったんではないか。少なくとも中主との市民の懇談会の中では、廃止と同時に今後の方向の提案をすることとというのが確認されたのではありませんか。

今回、この条例を提案するのであるならば、この22年度中にという、そんなものではなくて、いつまでにどういうふうに活用をするのかという具体的なものがなければ、私が言ったように給食センターの二の舞、検討はしましたが活用することはありませんでした、というふうな形で決着がついて取り壊しというのが、給食センターの行く末でしたよね。こういうことを私ら経験をしていますので、行政が検討をすると言ったから絶対に何かができるなんて信用置けないんですよ。今、本当にどういうふうに、こういうふうに活用するという道を出していただかないと、やはり皆さんの中に大きなしこりを残すと言いましょか、気持ちと言いましょか、中主の方々にとっては納得が行かない内容であろうかと思いますが、お願いします。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 野並議員の再質問にお答えさせていただきます。施行期日の件で、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において規則で定める日といった今までのこの施行期日を定めた条例があるのかというようなご質問だったと思うんですけども、多分ないと思います。はい。この件につきましては、先ほども述べましたように、日本国

憲法の改正手続きの法律、改正手続きに関する法律、これ、平成19年5月18日に成立しておりますけれども、施行は平成22年5月8日でございます。この中で、投票権者が18歳以上の国民と定められたんですけれども、公職選挙法等の選挙権の年齢や、民法の成人年齢などの規定につきましては、必要な法制上の措置を講じてから、18歳以上の者が、国政選挙で投票することができるようになるまでは、国民投票の投票権者も二十歳以上というようなこともございます。

それから、また、出入国管理難民認定法の改正によりまして、外国人登録制度が廃止されます。それに伴いまして、住民基本台帳が改正されまして、住民基本台帳の登録対象に外国人が追加され、住民票を作成することになっております。この法律につきましても、今年の7月に成立しとるんですけれども、公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日から施行すると、このようになっております。

先ほども申し上げましたように、それまでに市独自でこの条例を施行するとなりますと、毎年一定の期間を定めた登録、いわゆる定時登録、このシステムを導入する経費、並びにまたその維持する経費も必要になってまいりますし、もし投票となれば、そういった執行経費も必要となってまいります。そのようなことを勘案して、このような施行期日となったということでございます。

野並議員おっしゃられましたように、まちづくり基本条例につきましては、16歳以上を原則とする住民投票権や、発議権を削除した修正案として可決をされております。その中で、その22条の中では、住民投票にかかる具体的な内容については、住民投票条例の議論にゆだねるということになっておりまして、この条例では、市が住民投票を実施できることは担保されていると考えられます。その骨格を今定めようとするものでございます。将来、現時点では想定できないような課題に直面することが考えられます。その際に、迅速に住民の意向が確認できる制度を備え置くことが大事ということで、その制度を今新たに定めようとするものでございます。

以上、答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 政策調整部長。

○政策調整部長（南 喜代志君） 野並議員の再質問にお答えを申し上げます。基本的に議員のご指摘によりますと、廃止と同時に今後の方向を提案すべきというようなご提案でございますが、この建物そのものにつきましては、旧中主町の庁舎ということでもございます。震防性の高い建物でもございます。その一角の防災コミセンを使って、上下水道課、

あるいは市民窓口、市民サービスセンターをそのまま継続して使っていこうということでございます。

また、あのエリア一体につきましては、分庁舎周辺のまちづくりにつきましては、総合計画の中で、市北部エリアの中心地として、また西河原、吉地地区の市街地を副都市拠点として位置付けをいたしておりますし、既に、良質な住宅が建ち並んでおりますし、閑静なたたずまい、あるいは金融機関や商業店舗も充実した機能性の高い、そうした市街地が形成をされております。したがって、人が行き来をするからにぎわいがあるということも言われるわけですが、既にそうした施設に行き来をされているのではないかなと思っています。現在のところ、幾つか既に候補なり提案なりいただいたこともございますが、今のところまだ決定までには至っていないという状況でございます。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 野並享子君。

○2番（野並享子君） 住民投票条例、この説明を求めましたら、国の法律のことをおっしゃいまして、今、私が、そんなことを聞いているわけではございません。これまで野洲では、そんな3年以内というようなこういうことはいまだかつてなかった。今回、資料をつくっていくのに700万円要る。これはもう要る話で、定時登録というのは、この条例が施行されれば毎年必要なことであって、そんなことが理由にされるんだったら、この条例ずっと伸ばすという……。だから、定時登録なんてのはつくれば当たり前の話で、そんなのを理由にされたらあかんと思いますよ。2,000万から3,000万のお金が要るという、投票すれば要ると。これも当たり前の話で、このお金が要るからということをおっしゃられたら、この条例なんかずっとそのまま先に延ばせば延ばすほど、このお金は使わなくてもいいということになりますでしょう。説明された内容が、何かこの条例を使うたらあかんような説明を一生懸命されているというふうに見えるんですよ。一生懸命今まで、市民がまちづくり基本条例をつくる、その市民と議会と一体となっていちまちづくりをということで、この条例ができてきた過程を見ると、今説明をされたような内容は、ちょっとこの条例の趣旨と相反すると思います。

ですから、どんな事態になるか、住民が二分するようなことは、これはわかりませんよ。突如、野洲にそれこそ自衛隊の基地をつくるか、何が出てくるかわかりませんでしょう。例えばですよ、例えば、国がぽんと方向転換をして、野洲の市民にとって本当に大変な事態になったときに、この条例があれば、そういったものをすぐ使えるというせつ

かくつくった条例は、本当にすぐ使わなければ、絵にかいたもちの条例では、私は光を入れないような状況ではあかんと思いますので、この3年以内というのはもっと縮めるべきだと思います。

それと、101号の庁舎の廃止の部分ですが、あの建物、引き合いがちょっとあったけどもという、その部分はどういう形であかんようになったのか。あの建物、それは考えてもなかなか使いにくいんでしょうね。大分手直ししないと、何かに使おうと思っても使いにくいだろうなと思うんですよ。行政としては、いったいどういうところに働きかけをされて、どうしようとしているのか、そういうところをやっぱり出していただかないと、あかんと違いますでしょうか。本当に、壊すんやったら壊すで、次こういうふうな形であそこに野洲病院を建てるとかいうて、またこう言うてくれはるんやったらわかるんですよ。物を壊して新たにこういうものをもって。けど、廃止だけで、後22年度で考えます、検討するというだけでは、ちょっとやっぱり納得行かない。もう少し方向性が見えた答弁を願いたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 野並議員の議案質疑の再々質問にお答えをいたします。

まず、住民投票条例でございますけども、これは3年先にと言っているわけじゃなしに、3年以内にと言っているわけで、ご心配いただかなくて、何かの事態が起これば即対応させていただきます。これ、全然問題ない話だと思っています。

ただ、すぐにとなりますと、民主主義のコストですから、お金を惜しむわけではございませんけれども、来年度本当に予算が組めない状況です。もしくは、来年度中に執行するんであれば700万円を組み込まないとだめです。現時点で、おっしゃったような事態は想定されておられません。それと、住民投票条例の検討の経緯の中でも、主要な意見は、本来はこの制度じゃなしに、市議会での議論、代表制民主主義の中での問題解決、政策決定がふさわしいけれども、それで済まない事態に備えてこの制度をとということでございましたので、この議会での健全なご議論で、市民の意見を代表してご決定いただければ結構なわけでございますから、補完的な位置付けということですから、どうしてもということであれば、もう制度ができていますから、補正予算でもお願いをして名簿作成をさせていただきます。いただいたら結構だと思います。

ただ、1年以内にしなかったのは、来年度700万をけちるわけではございませんけれども、必要なときは補正予算できますが、来年度予算を今検討していますけども、その7

00万円がきつい、あるいは国民投票法とか、住民基本台帳の方の制度が予定されているということであれば、そこも視野に入れつつ、3年以内にということでございますので、先ほど申しあげましたように、3年先にということではございませんので、ご安心いただければと思っています。

それと、分庁舎につきましては、これは当初から言っていますように、庁舎があるから何かに使うという発想は困難だと思っています。今、二千数百万かかっているのを集約すれば1,000万以上が浮いてくるとしています。全体で、大体、公民館のコストも考えますと、野洲コミセンとの差し引きで、1年以内にいわゆるもとが取れると思っています。

ただ、これもお金の問題でございませんでして、従来から言っていますように、協議、意思決定、本当に効率が悪いです。本社を挙げている会社はなくて、今、国内でもすべての機能、マザー工場、マザー機関に統合しているという状態で、野洲市のこの今の意思決定を迅速にしようと思うと、本庁機能は統一して、市民サービスは支所よりもまだ機能の権限のあるサービスセンターでという役割にしたいと思っています。

ただ、建物ありきでは難しいのですが、幾つかの可能性がございます。ただこれは、施設を廃止するということを決定的に決めてから初めて検討すべきで、これがあるからということとは困難だと思っています。

それと、先ほどあげられました給食センターにつきましては、18億数千万を使って新たにつくるんだったら、別にどうのこうのですけど、今回は新たにつくらなくて、とりあえず本庁機能を集約化させていただくということで、給食センター等を例にとってやられるのは議論のすりかえではないかなと思っています。

以上、お答えといたします。

○議長（鈴木市朗君） 次に、第1番、太田健一君。

○1番（太田健一君） おはようございます。それでは、議第99号野洲市コミュニティバスの運行に関する条例と、議第103号野洲市使用料条例の一部を改正する条例について。このコミュニティバスについて質疑をしたいと思います。

今回、コミュニティバスの運賃が大きく変わろうとしています。現在、キロ運賃で区間によって170円から490円だったものが、一律1コインもしくは2コインとなるのは、一般的な利用者にとってはとても喜ばれることだと思います。しかし、以前は70歳以上や障がい者の方が無料だったものが有料化されるということは、コミュニティバス本

来の福祉バスという目的から大きく外れるものになるのではないのでしょうか。70歳以上の方の運賃は100円とありますが、一日の利用で考えると、往復で200円。週に5回利用するとして1,000円。1カ月で考えると約4,000円も新たに負担せねばなりません。年金暮らしのお年寄りの方々にとって、一般的にはわずかなものと感じられるものでも、当事者にとってはとても苦しいものと考えられます。そうでなくても、重い負担の保険料や高い医療費、上がり続ける消費税など、年を重ねるごとに厳しくなり続ける現状の中では、このバス運賃の有料化は、さらに大変だということが想像できます。

75歳になれば、後期高齢者医療制度でより大きな負担の上に、現在進められている扶養控除の廃止となれば、家族への負担増で、お年寄りがさらに肩身の狭い思いをしなければなりません。そんな現状の中、実際にこの有料化に不安を感じる高齢者の方々の声もたくさん聞いております。今の厳しい社会情勢だからこそ、高齢者や障がい者への配慮が必要なのではないのでしょうか。そこで、今回の有料化によって被害をこうむる70歳以上の障がい者の部分での対象者の人数と収益は幾らぐらいを見込んでおられるのかをお尋ねしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 太田議員のコミュニティバスについてのご質問にお答えいたします。

平成20年度無料で循環バスを利用されました70歳以上の高齢者は、年間延べ人数で3万9,379人。また、障がい者の方につきましては、延べ6,959人でありました。一方、ピンクの元気カードの交付者であります市内の70歳以上の高齢者は、約6,600人。市内の身体・知的・精神の障害者手帳の発行者は、約2,100人でありました。さらには、市外の障がい者の方も無料の扱いとなっております。このことから、ご質問の利用実人数の把握は困難であります。

次に、高齢者及び障がい者の有料化による収益見込みは、人数で約3万人。年間約300万円程度の運賃収入を見込んでおります。このことは、小額でもご負担いただくことによりまして、サービスの正しい評価が得られるものと考えております。

さらに、県下で高齢者の障がい者の方を無料としているのは本市だけであり、受益者負担の適正化の観点から、通常料金の半額である100円を予定しておりますが、急激な負担を避けるために、割引回数券の発行もあわせて予定しております。これを利用していただきますと、実質1回当たり87円でご乗車いただけることとなりますので、負担をいた

だくことについては、ご理解をお願いいたします。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 年間の70歳以上の利用者が3万人で、そのうち以前聞いたお話は87%ぐらい、全体では70歳以上の方が利用していると。そして、この有料化によって、今お聞きしたお話だと300万円近くの収益となるんですけど、お年寄りからこれだけの運賃収入を、収益を引き出していったいどうするのかという思いでいます。

それに、これだけの収益を見込んでいても、有料化によって高齢者の利用者減になってしまつては、全く意味のないものになるのではないのでしょうか。医療費が高くなるから病院に行くのを我慢する高齢者がふえています。それと同じように、交通費がかかるから出かけるのを我慢しようとする方も多くなるのではと危惧しています。免許制度も改正されて、車の免許を返上せざるを得ない方々もこれからどんどんふえていくと考えられます。高齢者の車の運転事故そのものが社会的な問題にもなっていますが、安心して車の運転をやめて、バスや電車等のこういった公共交通へと切り替えられる、そういったシステムの整備が本当に重要だと思います。引きこもりがちになるお年寄りが、これからも元気に活動していけるようなまちづくりのためにも、移動手段にお金をかけないような市政が大切だと考えます。

そういった観点からも、市内に住所を有する70歳以上の者と、障がい者及びその介護者について、引き続き現行の無料化のまま実施できないのかを、もう一度お聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 先ほど申しました受益者負担の考え方でございますけども、基本としまして全く利用しない人もおられます。そういうことから、その公平性の観点から受益者負担は必要と考えております。また、先ほどの数字の中で87%とおっしゃられましたけど、これは高齢者、障がい者を含んだ人数が87%ということで、大体来年300万円ぐらいの収入になるのではと試算をしているわけですけども、この運行収入につきましては、来年から直営でと考えておりますので、燃料費とか車検等の車両管理費、維持費に使わせていただこうと考えております。また、使い勝手ですけども、一般の方につきましても、1コイン、2コインにするということで、定額化もいたしますので、サービスについては上がるのではないかと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 太田健一君。

○1番（太田健一君） 今回のこの使用料改定は、全体的には今までの最高で490円運賃がかかっていたというものが、どこまで行っても200円というのは、先ほどの、今の答弁でもありましたように、本当に市民に対する大きな配慮が込められていると思います。ですけど、実際のこのコミュニティバスの利用者は、高齢者がほとんどというのが現状だと思います。約8割、9割近くがこのコミュニティバスの高齢者の利用だということを考えると、単純に一般市民に対する負担軽減より、高齢者に対する負担増の影響の方が大きいのではないのかなと思います。これは、やはり行政の高齢者に対する冷たい姿勢が表れているように感じてしまいます。

確かに、このコミュニティバスは、これまでにさまざまな問題があつて、大きく改善していかなければならないことは事実だと思いますが、その方向性が何よりも大切だと思います。基本は福祉バスであるということから、採算がとれないのは当たり前だと考えますが、高齢者に気軽に利用してもらい、その利便性の高さを一般市民にも広げていくことで、利用者の増加へつなげていくべきではないでしょうか。

そういったような行政の方向性を、僕たちのような若い世代の人々もしっかりと見ています。まじめに生きても年をとってから、辛いことがあまりにも多すぎると感じてしまう今のこの社会のシステムの中で、今さえよければそれでいいというような風潮が本当に増大しています。だからこそ、未来に希望を抱いてもらえるような国やまちを築いていく責任があると思います。

そういった意味でも、高齢者の方々のためだけではなくて、これからの野洲市を担っていく若者たちのためにも、年輪を重ねて長く生きていくことがすばらしいことなんやと思えるような環境づくりが必要なのではないのでしょうか。

先ほどの答弁では、無料化そのものは無理だというように受けとめたんですけど、それと割引の方もされているという話ですが、1つちょっとある例を紹介したいと思います。

四日市市で、地域の人々がNPO法人として自主運行しているバスがあります。このバスは、1カ月で1,000円の定期。半年で5,000円。1年間で1万円という定期で、乗り放題というようなものをつくっているんですけど、例えば、同じように高齢者、障がい者に対して、もっと負担が少なくて済むような、こういった定期券などの制度を取り入れていくことはできないのでしょうか。

本来ならば、やはり今回の高齢者のバスに対するバス運行の有料化は、無料化のままと考え直すべきだと思っておりますが、あらゆる手を尽くしてでもお年寄りの方々を行政として支えていくという意味で、今の案に限らず、さまざまな手段や方法を考えていくべきだと思いますけど、最後にまたもう一度お考えをお聞かせ下さい。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） お答えする前に、先ほど挨拶するのを忘れまして、野並議員の厳しい質問に。改めて、おはようございます。太田議員の再々質問にお答えいたします。

バスですけれども、おっしゃるとおり、これからは高齢者がふえまして、免許も返上される方もありまして、私はすごく重要だと思っております。今回の県の補助金も削減するということでしたが、それはおかしいと申し上げてます。

野洲市の場合も、これからサービスを充実していきたいと思っております。ただその無料で乗れるというところはございませんでした。今、おっしゃいましたように、できるだけ負担が少なく、特に交通弱者、あるいは生活の収入の少ない方については、そういう対策が必要だと思っておりますが、それをすべて無料にしますと、先ほど部長もお答えしましたように、便宜が図られていない方、現在でも4路線です。もっともっと、これからきめ細かく路線をふやす必要があると思っております。70歳以上の方だけが、歳で言えば無料なんですけど、65歳でも交通弱者の方もおられます。そういう方との均衡を考えて、あるいは今回、遠いところも均一料金にしたところはご了解いただいておりますけれども、実態としてやはり高いから乗られない。例えば、65歳の方で車が自分で運転できないけども、乗りたいと思っておられても400円余りかかる方からは、喜んでいただけていると思っておりますし、先ほど申し上げたように、今、路線がなくて、ただだけでも便宜が図られていない方、この方は同じように税金を払いながら、ただよりも悪い、バスがないということでございますから、これから少しずつでもいただいて、それを原資にして経営的な感覚も取り入れながら、市が運行する形で路線もふやしたりしていく展望を持ちつつ、今回の制度をさせていただきましたので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 以上で通告による議案質疑は終結いたします。

これより議案質疑に対する関連質疑を許します。関連質疑はございませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ないようですので、これをもって関連質疑を終結いたします。

(日程第4)

○議長(鈴木市朗君) 日程第4、議第97号から議第154号まで、野洲市市民サービスセンター条例他57件を一括議題といたします。

ただいま議題となっております議第97号から議第154号までの各議案は、会議規則第39条第1項の規定により、議案付託表のとおりそれぞれ所管の常任委員会に審査を付託いたします。

(日程第5)

○議長(鈴木市朗君) 日程第5、議第155号から議第161号まで、滋賀県市町土地開発公社定款の変更について他6件を一括議題といたします。

お諮りいたします。

議第155号から議第161号までの各議案は、会議規則第39条第3項の規定により委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(鈴木市朗君) ご異議なしと認めます。よって、議第155号から議第161号までの各議案は、委員会付託を省略することに決定しました。

次に、ただいま議題となっております議第155号から議第161号までの各議案については、通告による討論はございません。

これより順次採決いたします。

まず、議第155号から議第159号までの議案5件については一括採決いたします。

お諮りいたします。

ただいま宣告いたしました議案5件について、原案のとおり決することに賛成の方の起立を求めます。

(全員起立)

○議長(鈴木市朗君) ご着席願います。

起立全員であります。よって、議第155号から議第159号までの議案5件は原案のとおり可決されました。

次に、議第160号について採決いたします。採決は、簡易採決といたします。

お諮りいたします。

まず、川端安徳氏を適任とすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、垣内宏之氏を適任とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議第160号人権擁護委員の推薦につき議会の意見を求めることについては、適任とすることに決定しました。

次に、議第161号について採決いたします。採決は、簡易採決といたします。

お諮りいたします。

まず、青木一郎氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、関次男氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、後藤均氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、川口達雄氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、相間芳和氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、後藤光子氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

次に、野々村芳子氏に同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。

よって、議第161号野洲市北桜財産区管理会委員の選任につき、議会の同意を求める

ことについては原案のとおり同意されました。

(日程第6)

○議長(鈴木市朗君) これより、一般質問を行います。

一般質問通告書が提出されておりますので、順次質問を許します。その順位は、一般質問一覧表のとおりです。質問にあたっては、簡単明瞭にされるよう希望します。

それでは、通告第1号、第12番、田中良隆君。

○12番(田中良隆君) 12番、田中良隆でございます。議長のお許しを得ましたので、改選後、初の一般質問トップバッターを務めさせていただきます。思い出しますと、合併後初の16年12月、ちょうど5年前の一般質問でもトップバッターを務めさせていただきました。そのときは、ちょうど乙窪の工業団地に、イオンいろいろ問題になったんですが、早よう持って来てほしいという、そんな内容の質問をしました。もう大分ずっと昔のような気がしますけども、あれから5年いろいろと問題もありましたけども、おかげさまでイオンも開店して、兵主なり中里なり、近隣の住民の皆さん方には、非常に便利になったと喜んでもらっておるといふ、そんなところでございます。

そして、この前この私ども20人の議員、10月の選挙でまちづくりやらあるいは市民サービスやら、あるいはそれぞれの地域課題等々、私はこう考えますという考えを選挙でうたって、それに賛同していただける多くの市民の付託を受けまして、この20人の当選をさせていただいたわけです。そんな市民の思いを込めて質問をしたいと思っておりますので、答弁もそのことを十分ご理解いただきまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

それでは、本題に入ります。これからのまちづくりと市民サービスをどうするのかという質問でございます。

全体として野洲市のこれからのまちづくりと市民サービスの方向性について、市長の見解をお聞きします。それと、具体的には旧の中主町の市民にとりまして、最も現在関心の高い分庁舎の廃止の件については、少し具体的にお尋ねしたいと思います。先ほど、議案質問の中で、野並議員が関連する質問があったわけですが、私自身総務委員会です。だから、その辺のことが立場上言えないということもありますので、よろしくお願ひします。

来年の5月に庁舎が廃止されようとしています。職員がいなくなりますと、分庁舎であった建物は、単なるコンクリートの塊、廃墟となってしまいます。市長は、何回か22年度中にすばらしいプランを示して、市民によかったなと思っていただける活用をするという話を聞いています。そういうことらしいのですが、実際にその実現の可能性はどうか。

先ほどの野並議員の質問とかぶる部分があつて非常に恐縮するわけですが、私も立場上こういう質問をさせていただきたいと思います。

また、そのことによりまして、本当ににぎわいのあるまちづくりができるのかもあわせてお聞きをします。

また、22年度に仮に市長がおっしゃるような立派なプランができたといたしましても、23年度の4月からそれがすぐに利活用されることは、物理的に難しい話だと、常識的にはそう考えますが、じゃ、それまでの期間どう管理するのか、何年その建物が廃墟のままであるのか。何年も廃墟のままでありまして、住民感情がそれを許さないと思いますが、その辺のこともあわせてお尋ねをしたいと思います。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の、これからの町づくりと市民サービスについてのご質問にお答えをいたします。

まず、野洲市は、自然あるいは地理的条件、そして交通基盤等の社会経済的条件に恵まれておりまして、日本全体ではこれから人口が減少すると言われる中にありまして、安全、快適、そして発展を協調させた積極的な都市政策により、今後も発展と人口増加が見込める地域であると考えております。

そのためには、今後のまちづくりにおきまして、いまさら道路、いまさらコンクリートと言われては、野洲市にとりましては、まだまだ道路、治水等の基盤整備が必要であり、また、今ご指摘のように、都市拠点、あるいは副都市拠点を中心とした戦略的な基盤整備によって、持続的かつ均衡のある地域の発展を図ることが必要であると考えております。

現在、ご議論いただいております「財政健全化集中改革プラン」につきましては、これまでの法人市民税に過度に頼ると共に、新市発足以来、基金、財政調整基金を取り崩して予算を組むといった高コスト体質を改めると共に、見通しのきく政策決定を行って、現在の財政構造を抜本的に改革するというところで、市民のご参画を得てプランを策定し、実行に移そうとしているところであります。

こうした中で、分庁舎の問題も、機能の統合による速やかな政策決定、そして経費の削減ということでご提案をさせていただいております。分庁舎のあり方につきましては、従前から申し上げていますように、建物はあつてどう活用するというのはなかなか困難なこ

とでありまして、本来は目的があつて建物がついてくるということですから、先ほど、ばら色のプランとおっしゃっていただいたんですが、そこまでは私は自信はございません。

ただ、これまでの話し合いの中で、旧中主の住民の方のシンボリックな建物であつたという指摘もありますし、建物としてもいい建物である。立地もいいということで、平成22年度を目処にあり方を明確にさせていただこうと考えています。これも前申し上げましたように、本当だったら、コミュニティセンターにするのが一番よかったと思うんですが、いまさら言っても仕方がございません。そういうことで、利活用をさせていただきたいと考えております。

また、分庁舎周辺のまちづくりにつきましても、総合計画では、市北部エリアの中心地として、吉地・西河原地区の市街地を副都市拠点として位置付けられておりまして、良質な住宅が建ち並び金融機関や商業店舗も充実した、機能の高い市街地が現在も形成されております。

現在、吉地・西河原地区の世帯数・人口は、合併前の平成16年3月と平成21年3月現在を比較しますと、世帯数で88世帯、9.8%の増加、人口では175人で、6.1%の増加となっております。これは、旧中主町役場じゃなしに、庁舎機能の半分以上が移転してもこういう形で発展をしております。この要因としましては、旧中主町時代からの都市計画の線引きによる市街化区域が高度利用されたこと等の基盤整備の結果によるものと考えています。

今後も、県道野洲中主線の整備により、地の利が一層高まりますことから、特定保留地など、今ある資源を活用して地域と産業が連携した取り組みによるまちづくりを進め、多機能な拠点としての発展を促していきたいと考えております。

次に、現分庁舎が利活用されるまでの間の管理につきましては、市民サービスセンターとして活用する建物の敷地内にございますので、一体的な管理をしていきたいと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 田中議員。

○12番（田中良隆君） ありがとうございます。市民サービスセンターと一体的に管理するということですから、廃墟となって夜になったらアベックが悪さをするというそんなことがないということで安心したわけですが、その辺もそういう方向でよろしくお願ひしたいと思ひます。

今回、今の12月のこの議会に提案をされています議案、その多くが旧中主町の施設な
りを廃止しようという条例案でございます。その中で、特に野洲に比べますとという言い
方おかしいんですが、中主が進んでおりましたサービスであります幼稚園のバスの、いわ
ゆる通園バスのサービスについて、そのサービスを引き下げようという、そんな内容の議
案も今回出ておりますが、その幼稚園バスの送迎範囲を1.5キロ以上にすることによっ
て、そのことについて市民の理解は得られているのか、得られるのかを質問したいと思
います。

そもそも、中主の幼稚園、今のあの幼稚園ではなくて、もう一つ前の段階の幼稚園が今
のコミセンのある位置ですよ、あそこにあったときに、昭和三十五、六年ぐらいにでき
たと思いますが、そのつくるときに、兵主と中里と兵主の方にも幼稚園が欲しいという議
論がありました。兵主の方にもつくってくれという地元からかなり要望があったわけです
よ。当時、私は兵主の保育園に、今の中学校の玄関ぐらいにありました保育園に通って
おりましたが、当然まちのなかでいろいろ議論があった中で、やっぱりずっとこれからのラ
ンニングコストを考えれば、まちに1本で、遠いところの人はもうバスで通ってもらうよ
うにするからという、そういう経過があって、中主に1つになったという、そういう経過
があったということをご昔の人から聞いております。6つの自治会が通園バスの対象から外
れるわけですが、これは現役の幼稚園児の保護者だけの問題ではなくて、3年、5年、
あるいは10年先の幼稚園児の保護者の問題なわけですよ。その辺の問いかけがどうな
っているのかも質問をしたいと思います。

また、実際に聞いていますのは、バスが来なくて歩かんなんらんようになってきますと、
来年から預かり保育をお願いをして母親に送り迎えをやらしてもらわんならんという、遠く
まで歩けんおばあさん等の声も聞きまして……。

○議長（鈴木市朗君） ちょっと、田中議員。質問の内容が若干ずれていますので。

○12番（田中良隆君） いや、これサービス、市民サービスについて質問しているわけ
ですが。

○議長（鈴木市朗君） 通告の……。

暫時休憩をいたします。

（午前10時08分 休憩）

（午前10時09分 再開）

○議長（鈴木市朗君） 休憩前に引き続き会議を開きます。簡単明瞭に。

○12番（田中良隆君） いろいろと問題があるようですので、ごめんなさい。

先ほど言いましたように、そういうような事情で、おばあさんへの負担、預かり保育がまたふえるようなそんな内容になるという、そうしないとしようがないという声も聞いておりますし、そういうこともあわせると、保護者だけではなくて、やっぱりその地域全体、その6つの地域全体をカバーした議論が必要じゃないかなという、そんな思いをしておりますので、今の現状でいいのかということもあわせて聞きたいと思います。

それと、市民サービスセンターの議案が出ております。私は、総務委員会ですので直接聞けないし、ましてやあの議案に出ていますのは、細かいことは規則で定めるということに確か3条でなっておりますが、その規則は当然議案であれば、その議論をするためにその規則そのものも同時に示してもらわないとなかなか議論はできない。そういう、その辺の手続き上にちょっと問題があるんじゃないかなという、そんな気がしております。

ついでに、怒られるかもわかりませんが言わせてもらいますと、市民窓口、先ほどから支所機能よりも充実した内容でということでお聞きをしましたから、1つうれしい部分の回答があったわけですが、特に今朝たまたま来ますと、庁内の検討結果についてという資料が机の上に置いてありまして、これを見ました。これを見ますと、新しい内容というのは、いわゆる耕作証明書、今まで農業委員会が発行していた、それを受付けしますという、それだけがたちまち具体的に新しい内容として載っておりますが、特に農政関係については、中主の方が面積もあるいはその人も、あるいはその取り組み方も、かなり中主の方が活発にやっておりますから、せめて農政関係のその窓口の専門職員を置いていただきたい。そんな思いがしております。

特に、今、民主党政権になりまして農政がまだはっきりしていない部分がありますから、市も当然どうしようかと困っている部分が多分にあるわけですが、当然それは農家、特に専業農家はその思いを強くしているわけですよ。そんなことで、そういう人たちの相談に載れるような、そういう専門員クラスの優秀な職員を置いていただきたい。当然、本庁舎がこっちに来るわけですから、一番優秀な職員は本庁舎で構いませんから、2番目に優秀な職員を分庁舎に置いて、その中主の、あるいは中主ではなくて、その農家が今までと同じように気安く相談に行けるような、ふか靴はいて相談に行けるような、そういう体制をとっていただきたい。その辺のことを、かなり地元からもそうしてほしいという要望も受けておりますから、その辺の考え方がないのかというのを、当然人が足らんかったら農政課については増員もしていただきまして、もともと市庁全体として職員の数も足らんと

うているわけですから、特に大きく変わろうとしている農政の対応については、充実したそういう体制をとっていただきたいと思いますが、その辺をお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再質問にお答えをさせていただきます。

通園バスにつきましては、後ほどまた教育委員会の方からお答えをいたしますけれども、全般的なことから言いますと、1.5キロ以内はバスじゃなしにということにさせていただきましたのは、これは集中改革プランの中で掲げていますけれども、財政的な問題もなきにしもあらずですが、むしろ、旧の野洲町の園児との均衡とか、あるいは園の職員さんとお話していても、1.5キロぐらいだったらできれば歩いてというようなこと。あと幾つかのメリットもございますので、そういう判断の上に立たせていただいております。詳細は、教育委員会の方からお答えをいたします。

あと、市民サービスセンターの機能につきましては、当然、どういう内容でということが必要でありますので、資料を今配らせていただきましたけど、委員会でもう少し詳しくご審議いただくような形で判断いただければと考えております。

それと、農業につきましては、どちらかといえば、今ご指摘のように、旧中主町の地域の方が比率が高い。そういう意味で、職員なり市役所の対応をどうするかなんですが、私が農業者の方と出会っていると、市役所の職員は全然現場に来ないと、出かけてこないということでもありますので、そのコミュニティセンターに農業部門を置くのがいいのか、機能は統合した上で、もっとやはり職員が出かけて行って足で稼いだ方がいいのかという判断もございますので、そこは具体化する中で検討をさせていただきたいと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 田中良隆議員の再質問の中の、中主幼稚園の通園バスの関係でお答えをさせていただきます。

大きく2点あったと思います。1点目が通園バスに距離制限がつきまして、市民の理解を得られているのか。2点目が、保護者以外の方への問いかけはどうかということだったと思います。そのお答えに入ります前に、今、市長の方からございましたけれども、通園バスの距離制限をする目的を簡単にご説明申し上げたいと思います。

大きく、5点ございまして、1つは徒歩通園によります子どもの体力づくりが1点ございます。それから、通園時におけます保護者との連携を図ること。そして、市内の他の幼

稚園が不均衡になっておりますので、中主幼稚園だけがバス通園になっておりますので、幼稚園との均衡を図ること。そして、集中改革プランにございます行政コストの削減を行う。最後に、保育時間を確保する。

この大きく5点でございますけれども、中でも保育時間の確保につきましては、最も大きなメリットがあると考えております。具体的には、バスを1台廃止することによりまして、これまで朝8時半登園の子どもと9時登園の子どもがいたんですけども、おおむね8時40分ごろには登園しまして、朝の一斉保育が可能になる。また、降園時間、帰りでございますけれども、これまで3歳児が午後1時10分に降園していたわけですけども、1時20分ごろになりますと共に、四、五歳児につきましても、1時30分と2時降園の2つのパターンがあったんですけども、すべて2時降園となりまして、保育時間を保障することができるといったメリットがあると思います。

そこで、保護者の理解の関係と申しますか、市民の理解の関係でございますけれども、若干経過を説明させていただきますと、今年の7月4日と6日に保護者への説明会を開催しております。その後、夏休み前の7月下旬の地区別懇談会で協議をお願いしまして、地区別に保護者からの意見をまとめて園に提出をさせていただいております。そして9月にその意見を踏まえまして、内部で制限距離の詳細検討を行っております。また、10月16日には再度保護者全員に意見を提出していただく文書を園の方から配布をいたしまして、11件の意見が提出されました。この地区別懇談会での意見と、10月に提出されました意見は似通ったものが多かったんですけども、これらの意見につきましては、10月29日に、PTA本部役員会を開催しますと共に、11月の24日にはPTAの臨時総会で見直し方針を説明すると共に、保護者から出されました意見に対応する対応策等を説明しまして、協議をさせていただいたところでございます。この総会の中では特に反対意見はなかったと聞いてございます。総会後も引き続きまして、園にご意見を寄せていただくようお願いしておりますけれども、現時点では特に意見は寄せられていないという状況でございます。

そういったことから、いろんな意見をいただいたんですけど、その対応策も検討しまして、課題の解決に園の方で努力をしていただいた結果、現状では関係する、まず保護者の皆さんにはほぼ同意をいただいたものと認識しております。それと、保護者以外の方の関係でございますけれども、すべての市民にお聞きすることは難しいと思われまますので、対象地域の自治会長さんには、10月には今回の制度見直しの理由とか目的を説明させていた

できました。それから、臨時総会が全部終わりましたので、12月中に再度対象の自治会長さんを訪問しまして、その報告を兼ねて計画内容を説明申し上げて、ご理解を得る予定でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 田中良隆君。

○12番（田中良隆君） ありがとうございます。今の幼稚園の自治会長さんという話ですが、在所に集落に自治会によってかなり温度差があるみたいですので、その辺のことを詳しく説明いただいて、ご意見を聞いていただきたいと思います。

ざっと答弁いただいたわけですが、全体的に言いますと、この野洲市財政集中改革のプラン、これ、印刷ミスがあるんじゃないかなという思いがしています。野洲市、財政健全化中主集中改革プランではないかなという。中主の文字が抜けているんじゃないかなという、そういう内容の中身の多いところでございます。特に、中主の人間は私も含めて丸い人間が多いわけですよ。お代官様が決められたことはもうどうもしようがないんだという、そんな人が、表現は悪いかもわかりませんが、何となくわかってもらえるところはあると思います。そういう人間の方が多いです、実際は。

合併して5年が経ちました。今でも、あれは1杯飲むと時々口の悪い旧の野洲の議員からは、乙窪工業団地に30億円の借金を持ったままうちが引き取ってやったんやと、そんなことを言う人もおります。でも、実際にはこれから金がかかるのは、大方は旧の野洲の部分なんです。学校なり、そういう耐震をやるのにこれから数十億円の金がたちまち要るわけですよ。

そんな中で、23年度から、今、今月の広報野洲に市長の都市計画税についての考え方が載ってございましたけども、それはそれで市長の考え方は間違っていないと思いますが、ただ、駅前の排水の対策事業、あれも先ほど野並議員がちょっと関連する話を質問されましたけども、たちまち都市計画税を使って都市基盤の整備をする。でも、あの中では、例えば西河原、吉地の人からも全部その該当する人からは、都市計画税を取ろうとしているわけですが、たちまちその地区に該当する具体的な事業は一切何もないわけですよ。たちまちは、その旧の祇王井川の排水対策だとか、その辺からまずは当然スタートしないかん話ですが、それも野洲の年配者の方に聞いても、こんなもん80ぐらいの人が、僕ら子どもころからここはこうやったという話も聞きますし、今まで何をしていたのかなという、そんな思いもするわけですが、とりあえず中主の、その特に都市計画税を取られようとし

ているような地区の人からは、分庁舎を廃棄にしてまで都市計画税を取られると、そんな声が聞こえる、1杯飲むとそういう話をされる方がおります。

それは、事実かどうかは別としまして、実際にはそういう思いをみんな持っているわけですよ。まちづくりですから、実際には、野洲病院、これからいろいろ聞いたかったんですが、途中で何かトラブルがありましたので、聞くタイミングがなくなったわけですが、今のたちまちは、この都市計画税について市長のコメントをいただきたいなと思います。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 田中議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

都市計画税はもう既にいろんなところでご説明をしておりますが、基盤整備をするのであれば、やはり必要な財源ということで、むしろ今後のことでは考えていますが、既にご説明していますように、既に今でも十数億円を、本来そういった目的税でいただくべき事業に充てているということですから、これが他の福祉とか教育へ充てるお金が少なくなってきた原因だと思いますので、そういう意味で、負担はふやささせていただきますけれども、健全化するという要素として考えていただきたいと思っております。

それと、琵琶湖線沿線の天津から長浜にかけての地域も、制度として持つておられるという、一定の都市基盤を形成しようという市というところであれば装備している制度ということから考えても、ご理解いただきたいなと思っております。ただ、私、誰も増税したい市長はいないと思います。本当だったら、もっと先にやっといっていたいだいたり、真剣に議論しておれば何でもなかったと思います。

それと、旧2町のことを言うと、これはもうこれからのことを考えるべきですけれども、あえて今ご質問にありましたから申し上げますと、コミュニティセンター2つは、旧の中主町のエリアになかったからというので、合併後4年間の間に整備をされておりますし、あと幾つかの施設も今課題になって整備をしようと思っております。給食センターも共通の部分ではありますけれども、あそこに20億円弱で整備をされておまして、いろんな投資がどちらがどちらという議論をすべきものではないという意味で、私申し上げておるわけですけれども、これからの野洲の一体的な発展のための基盤の、広く薄くいただくという制度として考えておりますが、これはまた、市民、議会、ご議論いただければ幸いかと考えております。

以上、ご答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩をいたします。

(午前10時26分 休憩)

(午前10時45分 再開)

○議長(鈴木市朗君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

田中議員より発言を求められておりますので、これを許します。田中議員。

○12番(田中良隆君) 先ほどの私の一般質問、再質問の部分で、市民サービスセンターに関わる、特に農政の職員の配置をしてほしいという中で、ナンバー1、ナンバー2という言い方をしました。一般的にわかってもらえるんじゃないかという気がしたんですが、いろいろその解釈によって誤解を招くおそれがありますので、ナンバー1、ナンバー2という発言は取り消しをさせていただきます。そして、優秀な農政に精通した職員という言い方に変えたいと思います。終わります。

○議長(鈴木市朗君) 通告第2号、第5番、内田聡史君。

○5番(内田聡史君) 5番、内田聡史です。今回、2点について質問をさせていただきます。

1点目、図書館行政についてということで。図書館は、自らが学ぶ場であり、癒しの空間でもあり、また地域住民の文化、コミュニケーションの場所でもあります。さらには、多様化、複雑化する現代社会にあって、市民が必要とする知識、情報を得る資料の貯蔵庫として、今後も重要な施設であると同時に、図書館は自治体の文化レベルのバロメーターであると考えております。先人から引き継いだ知的財産でもあり、未来を開く情報発信基地でもある図書館について質問をさせていただきます。

本市の図書館を見ますと、本館、分館、分室を合わせて約33万冊の蔵書を有しまして、近年の貸出し冊数、貸出し者数はそれぞれ、平成19年は72万2,401冊、そして14万6,045人の方が利用しておられます。そして平成20年には76万1,820冊、15万1,645人と、県内の公立図書館の中でもトップクラスの実績であることは、ご存知のところであると思います。

また、本館のみの集計ではありますが、図書館の入館者数、これは平成18年で26万2,000人。19年で25万6,000人。20年では約26万5,000人と、非常に高い来館者数で推移していることは、いかに市民に親しまれ、また多様なニーズに応えられている施設であるというのがわかります。また、草津、守山、栗東、野洲の湖南4市で行っております広域貸し出し協定のデータを見ましても、これは平成20年度の方ではありますが、野洲市以外の3市の市民の方が野洲の図書館に来られ、貸出し冊数と人数を見

ますと、13万5,796冊。そして人数が、2万1,837人であり、その利用の多さは、野洲市のみならず近隣の市民の皆さんからも高い評価を得ているものと理解するところであります。これも、館長をはじめとする図書館に関わる職員さんの熱意と努力のおかげであると感謝を申し上げる次第であります。

しかしながら、利用者が多くなると同時にさまざまな問題もふえているようでもあります。それは、延滞図書、紛失、盗難、汚損であります。昨年、読売新聞の調査で、全国主要都市の図書館に問い合わせた結果、28万冊の蔵書が不明。金額にいたしますと、約4億円の被害であるという記事でありました。これは、ごく一部であり、細かな調査を行えば、10億円を超える被害を出しているものと考えられます。

鳥取にある図書館では、開館10年で約6,000冊が紛失扱いとなり、被害金額は推定1,300万というような記事を目にいたしました。中には、貴重な専門書や絶版で手に入れられないもの、また大変高額な蔵書に限って、盗難や紛失に遭うようであります。一部の利用者のマナー違反や、モラルの低下によって図書館の最大の使命である貸し出しサービスの低下に、さらには、貴重な蔵書の紛失、盗難は、先人たちが残してくれた知的財産の喪失につながる大きな問題であると考えます。このことは、多かれ少なかれ、本市の図書館でも起こっているものと思います。以下の点について、お伺いいたします。

本市の蔵書の盗難、紛失の被害状況を伺います。2点目、未返却図書の現状、回収、督促の仕組みをお伺いします。3番目、切り抜きや書き込みなどの汚損の現状の対応をお聞きします。4点目、これらのマナー違反に対しての取り組みや啓発をお伺いします。5点目、このような現状を、過去に広報などで掲載されたかどうかをお伺いします。

2点目ではありますが、選挙開票事務の検証と経費削減についてお伺いいたします。

本年の6月議会では、選挙開票事務を迅速化し経費の削減をという質問をさせていただきました。あのときは、比較する同一選挙がなかったため比較検証ができませんでしたが、今回は同一の選挙が行われ、その直後でありますので、前回いただきました答弁を参考にしながら質問をさせていただきたいと思っております。

前回の質問の中でも申しましたが、選挙開票の事務の効率化を図ることは、超過勤務手当の削減、職員の労務軽減にもつながり、何より市議会議員選挙や市長選挙の経費は100%市の負担であるため、この経費を削減することは、財政厳しい本市にとりまして大変重要であると考えます。平成17年に執行された衆議院選挙では、選挙にかかった総費用2,634万7,671円。そのうち人件費、1,167万2,068円。人件費の割

合は、44.30%。開票にかかった時間は、3時間5分。同じく17年に執行された市議会議員選挙では、総費用が3,551万5,565円。そのうち人件費が、1,260万7,553円。人件費の割合は、35.50%。開票にかかった時間は、2時間10分でありました。平成17年と比べますと、それぞれ投票率、立候補者数等も違いますが、今回の各選挙における総費用、人件費、人件費の割合、開票終了までの時間、さらには削減比較をお伺いいたします。

前回の質問の中での答弁では、「業務の性格上、数値による目標設定は難しいが、前回の同一選挙よりも上回ることを目標にする」との心強い答弁をいただいておりますので、期待をいたしております。また、今回の選挙開票業務作業で行われた新たな改善策、また課題等がありましたら、あわせてお答えいただきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、内田議員の1点目の図書館行政につきましてお答えをさせていただきます。

図書館では、1日当たり2,600冊を超える膨大な貸出し、返却作業の中で、本来書棚にあるべき資料が行方不明になることも起こります。また、3週間の貸出期間を超えて未返却延滞となることも少なくございません。

ご質問の1点目の、蔵書の盗難、紛失の被害状況についてでございますが、図書館では貸出し業務の中で、さまざまな事情から書架の決められた位置から所在不明になる資料を不明資料と呼び、利用者が自らなくしましたと申告されるものを紛失資料として、区別しております。

不明資料は、20年度で458件。金額換算しますと、45万9,000円。19年度は526件、約73万円となっております。平成20年度の紛失率は、当年度の貸出し冊数で割りますので0.06%、蔵書33万冊に対しては0.16%、19年度では0.07%、蔵書31万5,000冊に対して0.17%となります。いずれも、全国の公共図書館の紛失率からみまますと低い数字であると言えます。

紛失資料は、申告した利用者に直接現物弁償をお願いしており、その数は、20年度で96点、88人。19年度は102点で、85人でございます。

次に、2点目の未返却延滞図書につきましては、貸出し期限経過後4週間を越えた時点で、電話による督促を開始しておりますが、この件数は月に1,000冊程度、約300人でございます。

この対応につきましては、電話での督促が5回以上となった段階で、はがきによる返却要請を5回、それでも応じていただけない場合は、封書による書面督促を5回繰り返し、郵便による督促にも応じられないときは、自宅訪問も行うことがございます。また、悪質な長期延滞者に対しては、貸出停止措置を講じております。

3点目の、切り抜きや書き込みなど汚損の現状でございますが、返却時にチェックして新たに発見されるものが、1日に数件ございます。返却者が汚したことを申告される場合は注意を促し、ひどい汚損の場合は現物弁償をお願いしております。

最後に、4点目と5点目のマナー違反に対する取り組みや啓発につきましては、結果として公共財産である図書館蔵書が、亡失、汚損することは管理上問題ですので、これらの図書館利用のマナーを促すなどの啓発は、市の広報紙の図書館だよりの欄や、窓口での利用案内、館内の掲示ポスターなどで行っているところでございます。

公共施設をお互いに気持ちよくご利用していただくための啓発は、個人それぞれのマナーをお守りいただく自覚に訴えるしかなく、図書館といたしましては、利用者の皆様の公正なご利用を信頼しつつ、悪質なマナー違反は見逃すことがないよう厳格に対処して、適正な蔵書の管理運営に努めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） 内田議員の2点目の、選挙開票事務の検証と経費削減についてのご質問にお答えをいたします。

執行いたしました衆議院議員総選挙と野洲市議会議員一般選挙につきまして、選挙別に総費用、また人件費、また人件費の割合、開票終了までの時間の順に、前回の選挙との比較をしながらお答えをさせていただきます。

今回の衆議院議員総選挙につきましては、総費用で2,386万5,000円ございまして、前回より248万2,000円減少をいたしました。内訳では、人件費が1,282万2,000円で、前回より11万5,000円の増加。また、人件費の割合では53.7%ございまして、9.43ポイント増加をいたしました。そして、開票終了までの時間につきましては3時間10分で、前回より5分長くなったところでございます。

次に、野洲市議会議員一般選挙につきましては、総費用が3,314万1,000円で、前回より237万5,000円の減少でございます。人件費が1,158万3,000円で、102万5,000円の減少。また、人件費の割合では34.95%で、0.55ポ

イントの減少でございました。それから、開票終了までの時間でございますが、1時間35分で35分短くなりました。

次に、選挙開票事務作業の新たな改善についてでございますが、市議会議員選挙におきましては開票開始時刻を15分早めまして、少しでも早く選挙人に開票結果を知らせるよう努めたところでございます。あわせて、職員には少しでも作業を深夜に及ばないようということの配慮をいたしまして、労務を軽減するよう努めたところでございます。

その他、前回の市議会議員選挙のときよりも読取機をふやしまして、票の仕分けをいたしますトレイというものを工夫いたしまして、円滑に業務を進められるように改善をいたしました。また、前回の市長選挙、そして市議会議員補欠選挙の反省を踏まえまして、開票の開始前に選挙立会人へ速やかに回付をいただくようということと十分な説明を行ひまして、円滑な回付が行われることによりまして、第1回目の開票中間速報では開票率89.2%まで進めることができました。前回第1回目の開票率12.8%よりも大幅に開票が進められました。そして、開票の終了は、午後10時35分でございますが、前回より50分早く終了することができたところでございます。

選挙開票事務作業の今後の課題におきましては、衆議院議員総選挙と同時に行われました最高裁判所の裁判官国民審査の開票におきまして、自動読取機を使用する前の手作業による仕分け時間がもう少し短縮できればという課題が残ってございまして、今後改善の余地があるものと考えております。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） それでは、図書館行政について、再質問を行わせていただきます。

本市の図書館は大変有名でありまして、年間の貸出し冊数が約70万冊以上あって、本市の状況からいたしますと、先ほどご答弁いただいた紛失率の数字だけで聞いておりますと、非常に少ない感じはいたしますが、被害金額が大体約50万円程度出ているということとありますので、しっかりと管理をしていかななくては、これは市民の税金で買ったものでありますので、市民のその大切な財産を紛失させる、盗難に遭っているということをしつかりと認識していただきたいわけでありまして、また、さらには延滞が大変多いということとありまして、月に1,000冊、約300件。このこういう現状では、図書館の使命である貸出業務に大きな影響を与えていると考えております。

こういったマナー違反に対しましても、幾つかの啓発、取り組みなどを行っておられるとお聞きいたしましたが、しかしながらその効果には少し疑問があるわけであります。他府県の図書館におきますと、ブックディクショシステム、こういったものを取り込まれておられるところもあります。このシステムはレンタルビデオ屋さんとかで見るシステムで、出入り口で貸出処理をしてない本等が持ち出されようとした場合音が鳴る仕組みのもので、こういったものの導入を検討されたらいかがかなと思ひまして調べましたところ、約1,000万円程度かかるそうでありまして、さらにはすべての蔵書にICタグを取りつける手間もかなりの労力がかかりまして、集中改革プランを進める本市の図書館では、あまり現実的ではありません。

しかしながら、お金をかけないで、そういったものの啓発、対象に取り込まれているところもあります。警察官立寄所というコンビニとかでよく張られております、ああいった看板を上げることによって、どうしてもお店であれば物を盗っていくと万引きという意識がありますけれども、図書館とかそういうところでは、そういった意識が薄いというようなお話も、インターネットで調べますと思っておられる方もおられるそうであります。また、かばん類の持ち込み等を禁止している公立図書館もあるようであります。こういった、財産の紛失、盗難にさらに強化していけるべきだと考えますが、その点をお伺いさせていただきます。

そして、3点目の質問した、切り抜き、汚損が、日に数件あるということでしたが、この質問をする前に図書館の副館長さんにお話を伺いさせていただきましたところ、その日も図書館に多くの市民の方が本を読みに来られておられましたが、話を聞いておりますと、新聞にありますお店の割引券、「この割引券を持ってきた方に、餃子一皿無料です」とか、こういったものが切り取られている、こういった現状を聞いております。そしてまた、雑誌等でありますクロスワードパズル、これにも書き込みがあるので、これもできないように判こを押したり、ビニールで書き込めないように対応していると、こういった本来の図書館業務で要らない作業が、今の図書館ではふえていると聞いております。

この不景気により、雑誌や書籍の購入を控える傾向が見られて、公立図書館のよさは、無料で貸し出し、また利用し、知識や教養を身につけてもらうことであると考えます。しかしながら、それらの購入は市民の税金であり、先ほども申しましたが、これらの財産、紛失、盗難に向けて、しっかりとした取り組みをしていかななくてはならないとも考えております。

そして、延滞が非常に多いということですが、こういった方々にも、返しやすいつい何か仕組みを取り入れていただければと思います。皆さんもあると思いますが、人から物を借りた、長いこと借りたらやっぱり返しにくい。それだけならまだしも、誰に借りたかもわからんようなもんも多くあると思います。

実際、いろんなものを調べていきましたら、ご紹介させていただきますと、アメリカで、アメリカのオクラホマ州の高校の図書館で、1947年に貸し出した本がこのほど約60年ぶりに返却された。そして、延滞料として250万円の小切手と共に郵送されたと、そういう記事を見せていただきました。

こういったように、なかなか借りたものを返す、これは当然のことですけど、長くなると返しにくい、こういった現状もあると思いますので、図書館で「盗難は犯罪です」と、こういった硬いイメージとか、そういう延滞しているやつを早く返して下さいというんじゃないで、
「もしお家にそういうものがありましたら、返して下さいね」というような、柔らかいような投げかけ、取り組みを行っていただければ、返しやすい環境も生まれるんじゃないかと思います。そのあたり、お考えをお伺いします。

そして、また先日図書館に行かせていただきまして、私も外だけではなく、閉架書庫の方も見させていただきました。そして、市内の小学校が行っている図書館見学、こういったものに単に利用の仕方を学ぶだけではなく、閉架書庫の見学や、また事務所でボランティアの方が行っていただいております書籍の修繕作業などを見学することにより、書籍を大切にしようとする気持ちが醸成されるのではないかというように、そのとき私、感じさせていただきました。こういった取り組みも行っていくべきだと思いますが、お考えをお伺いいたします。

2点目の、選挙開票事務関係につきましてですが、さまざまな努力をされてこういう成果が出たものだと思います。また特に市議会議員の選挙では、市の持ち出しで100%やらなければいけない、衆議院選挙は国費やから何ぼ使うてもええというようには行きませんけれども、一定の成果が見られたものと大変敬意を表する次第であります。

しかしながら、私自身も衆議院選挙におきましては、開票立会人に選んでいただきまして、現場で作業等を見せさせていただきましたけれども、まだまだ動きに無駄があるのではないかと、その動きだけで開票時間が早まるとは思いませんけれども、衆議院選挙ではもう9時に開票できるのに、「後しばらく、何分からですので10分ぐらいお待ち下さい」と、何かシーンとした時間が延々と続いたように思っております。下の方では、1階の方では

開票に向けていろいろと動かされていたと聞いております。この部分で時間達成ができなかったことは大変残念であります。

そして、市議会議員の選挙におきましては、中では私は立会いには行っていませんけれども、事務的なところで、インターネットの開票結果、20時現在のときに、2時現在とか、14時現在とか、16時現在と、票が入れ替わり立ち替わりになっていました。事務の方がいろいろばたばたしておられるのかなというのが出ていましたので、それはそれで仕方がないのかなと思いますけれども、的確な情報を流していただきたいと思います。

そして、この今回の選挙、我々20人戦わせていただきまして、同じ考えを持っておられる方がおられると思いますけれども、このポスターの掲示板、これがこの市のレベルでは多いのではないかと。これは、国政におきましても、県政でも市政でも同じ枚数だと思えますけれども、非常にあっちでも見るし、こっちでも見る、果たしてこれだけ必要なのかどうか。こういったものも、効率的で人が集まるようなところに重点的に配置する、そういったものも考えられて経費削減に努められてはどうかという思いがあります。

来年、経費削減することは大変重要ではあります。来年にも滋賀県知事選挙、参議院議員選挙が、これは12年ぶりに多分同時選挙になると思われます。大変、近年の参議院選挙は、仕分けが難しいいろんな煩雑な作業がふえております。この後もう10カ月ぐらいで行われるんですね。8カ月ですね、8カ月後に控えました滋賀県知事選挙、参議院選挙で、こういった目標などがありましたら、またお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） 内田議員の図書館関係の再質問にお答えしたいと思います。

大きく3点あったと思います。1点目が財産紛失の対応策ということでございますけれども、現在でも広報誌とか館内で啓発はしておるんですけども、今以上に啓発をしていく必要はあろうかと思えます。さまざまな手段を講じていきたいなと考えております。

それと2点目の、返しやすい仕組みづくりと、それと「盗難は犯罪です」というようなやわらかい啓発をということでございます。返しやすい仕組みとしましては、図書館本館、本庁舎、分庁舎にブックポスト等も置いておりますが、そういった仕組みをもう少し検討させていただいたと思います。それと、この「盗難は犯罪です」、やわらかい啓発をという、この辺の啓発のあり方につきましては、参考にさせていただきながら何らかの措置をとっていききたいなと思えます。

3点目にあったと思うんですけども、ボランティアによる書籍の修繕作業の取り組みと

いったところでございますけども、ボランティアの方も数名来ていただいておりますけども、まずはボランティアの方を募ることが大切だと思いますので、その辺から入っていきまして、取り組みをもう少し大きく展開をさせていただきたいなと思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 選挙管理委員会書記長。

○選挙管理委員会書記長（前田健司君） 内田議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思っております。

まず、1点目でございますが、ポスターの掲示場の関係でのご質問をいただいております。特に経費削減の面から、市内では多いのではないかとというようなご質問でございます。それだけ必要なかということでございますが、これにおきましては、公職選挙法で定めがございまして、設置の箇所につきましては、この法律に基づきまして、現在市内では208カ所を設けております。その法律の定め範囲内におきまして、これだけの208カ所を設けておるわけでございます。この投票区、これにつきましては、それぞれの投票区におきましての選挙人名簿の登録者数と面積に応じて何カ所という箇所数が定めておりました。原則その数で現時点では、そうした各投票市において設置しておるものでございます。

このポスターの掲示箇所におきましては、これ、従来より選挙管理委員会におきまして、所有者、あるいはまた管理者に依頼を申し上げまして、承諾をいただきながら設置をしてきた経緯もございますので、原則として所有者の方からの申し出がない限り、あるいは不自由がない限り、前回の設置場所との変更の予定は、現時点では考えてはおりません。そうしたことでお願いをいたしたいと思っております。

それと、2点目におきましての、来年度の知事選と参議院選での選挙にあたっての姿勢、目標についてのご質問でございますが、ご承知のように来年の7月には、参議院選と知事選挙が執行されるわけございまして、議員がおっしゃいましたように、場合によっては同時選挙の可能性もございます。

しかし、今後この参議院選挙におきましては、非拘束式名簿の採用というものが考えておられるようございまして、候補者数の数で大きく作業量に左右されることが、このことによりまして予想がされます。そうしたことで、目標というんですか、なかなか開票終了時刻の目標というのが、こういった中での状況でございますので、それと費用面についてなかなか目標を立てにくい今現在の状況でございます。

しかしながら、いずれにいたしましても、この開票終了時刻、時間につきましては、前回の同一選挙より早くする、終了できることを最大の努力目標ということで、これまでどおり迅速かつ正確な開票作業を行っていきたいと考えております。よろしく願いいたします。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 内田聡史君。

○5番（内田聡史君） 図書館の取り組みへいろいろなことを進めていただけるということで、大変心強いんです。規制を強めてしまって、利用者を疑いの目で見るとは信頼関係を損ね、利用を遠ざけてしまってはもとも子もないと思います。地道にモラルを守ってもらえる啓発を行っていただきたいと思っております。

また、本市の図書館、全国各地から視察が多いと伺っております。その中で、これはちょっと何市か忘れましたが、本市の図書館を見学いただきまして、ブログに書いていただけるのをご紹介させていただきますと、「その館長さん、民間からヘッドハンティングされた図書館のプロ。その館長の強い意志とこだわりでもって、私がイメージしていた図書館のイメージを見事に変えてくれました」とあります。そして、その中の言葉に「図書館運営のかぎは職員である。専門職の職員がいることで、徹底したサービスを提供すること」。こういった感想を述べておられます。そして、締めくくりに「やはり、人によって大きく変わるいい例で、この館長を見出し受け入れた行政も、かなりレベルの高いものだと思う」という、そういった評価。そして、図書館に見学に行っておられるのに、こういう最後の「議会も活気があるようだ」と。こういった評価をしていただいております。野洲市の図書館であります。見学に行ってくださいまして、行政と議会のレベルを知っていただいていると、こういった感想を述べておられる方もおられます。

図書館は、年々書籍の購入費が減らされており、今後も限られた予算の中で、館長をはじめとする職員さん皆さんの手で、野洲市が誇れる施設としていただきますようお願いいたします。

それと、選挙の関係であります。来年大変な選挙を控えているわけでありまして、目標で前回の同一選挙を上回ることを目標にとおっしゃっていただきましたが、平成18年の滋賀県知事選挙では、開票にかかった時間1時間あります。これを上回るのはちょっと難しいのではないかなと思うわけでありまして、さまざまな工夫をしていただきまして、この開票事務、滋賀県で一番早い開票が正しくできることをお願い申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） それでは、次に通告第3号、第6番、奥村治男君。

○6番（奥村治男君） 6番、奥村治男でございます。2点お伺いをしたいと思います。

まず、第1点目、生活習慣病予防対策についてお伺いをしたいと思います。生活習慣病は、食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症、進行に関与する疾患群とされております。また、生活習慣病の特徴で、大人の慢性病はある日突然病気になるのではなく、若いころからの日常生活のあり方や、よくない習慣を繰り返すことで病気の根がだんだん広がっていき、ある年齢に達しますとその症状が出てくることが多いという点にあると言われております。

ところで、生活習慣病は一般的に運動不足の人に発症しやすい傾向が顕著に見られております。世の中が便利になるに従って、体を動かす機会が自然と減り、それに加えて食生活が豊かになったことで、カロリーオーバーになり、多くの人が生活習慣病予備群となっております。

2008年の総務省統計局の調査では、生活習慣病による死亡者数は、全国平均10万人あたり515.3人です。そのうち、滋賀県は47都道府県の中でも451.7人で、43位です。ちなみに、本市の野洲市の1年間の死亡者数は、これは昨年の数字ですが、378人です。その中でも、生活習慣病による死亡者は228人と、実に60.3%を占めておるわけです。死因別に見てみますと、悪性新生物、これはいろいろな各種がんですが、これが123人、53.9%を占めております。次に、心疾患、これは65人、28.5%。次に、脳血管疾患36人、15.8%。この3つが成人病の3大病とも言われております。糖尿病は2人でありました。0.9%。高血圧性疾患、これは2人。これも0.9%です。健康づくりは、本来個人が自らの意思で取り組むべきものでありますが、市民の健康づくりに対する公的責任は大きいと考えます。生活習慣病の予防に関して、今後本市においてはどのような対策を講じていく必要があると考えられているのか所見をお伺いしたいと思います。

2点目、小児メタボについてお伺いをいたします。メタボリック症候群は、子どもたちの間でも深刻な問題となりつつあり、肥満の子どもの増加は30年前と比べてみますと、約2倍になっております。減少する兆しすらない状況で、今や、子どもの10人に1人は肥満という結果になっていると聞いております。

子どものメタボリック症候群の主な原因は、大人と同様にまず、テレビゲームへの没頭

などによる室内中心の不規則な生活や運動不足。2つ目は、肉類中心の高脂肪の食事。3つ目は、いつでも食べ物などを買いに行ける便利な環境にあります。4つ目は、受験の早期化による強いストレスなどであると言われております。子どもの生活習慣病対策は、家族も含めた生活習慣、食事の指導が大切であります。また、心理的ストレスや不適応などが原因で過食が重なり、肥満という形であられることも少なくないことがわかっております。学校教育とタイアップした、食育を充実させていくことが重要であると考えます。また、幼少期から肥満やメタボリック症候群に陥った場合、そのおよそ7割が大人になっても、その症状を引きずり、また、成人後に動脈硬化や糖尿病が早く進行する危険も高まると言われております。

厚生労働省では、小児肥満が増加している現状から、早期にその対策が求められ、昨年10月小児メタボリック症候群の診断基準が策定されましたが、本市では、児童・生徒の生活習慣病をどのように把握されているのか、また食育の中での生活習慣の指導の取り組みについてどのようにされているのか、あわせて所見をお伺いしたいと思います。

以上、2点よろしくお願いをいたします。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩いたします。再開を13時からといたします。

（午前11時27分 休憩）

（午後 1時00分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

教育長。

○教育長（南出儀一郎君） それでは、奥村議員の2件目の質問でございます小児メタボについて、ご質問にお答えをいたします。

まず、メタボリックシンドロームとは、脂肪細胞の機能が悪化した内臓脂肪型肥満との関連で起こりやすいと考えられている高血圧、高脂血症、耐糖能異常などの疾患のことです。肥満に注目する必要がございます。

そこで、第1点目の児童・生徒の生活習慣病の把握につきましては、国の小児メタボリック症候群の診断基準を利用はしておりませんが、定期的な身体計測や健康診断で判明した身長、体重をもとに、ローレル指数を用いて把握をしております。学童期では、ローレル指数130が標準になります。子どもの成長過程も考慮しながら、この指数が145以上ですと「やや肥満」、160以上ですと「肥満」と判断しております。この子どもたちには、生活習慣病になる可能性があり、保護者とも個別に十分相談をし、改善できるよう対

応しているところでございます。

次に、第2点目の食育の中での生活習慣の指導につきましては、日々の給食や学級活動の中で、生活リズムや運動、あるいは食事の大切さを指導をいたしますと共に、保健の授業の中で栄養指導も含め生活習慣の指導に取り組んでおります。

また、保護者への啓発といたしましては、「早寝・早起き・朝ごはん」などを繰り返し訴えながら、食育とも関連して健康的な生活習慣を身につけられるよう、保健だよりなどで積極的に情報発信をし啓発しているところでございます。

以上、答弁といたします。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 奥村議員の、生活習慣病予防対策についてお答えをいたします。

生活習慣病は、食生活、飲酒、喫煙など長年のよくない生活習慣の蓄積により、がん、糖尿病、高血圧などの病気を発症することから生活習慣病と呼ばれ、死亡原因の6割を占めることから、全国的な取り組みが求められ、その予防対策は年々充実強化されているところでございます。

予防対策には、一人ひとりが健康的な生活習慣を心がけ、主体的な健康づくりを実践されると共に、地域ぐるみで健康づくりへの取り組みが求められています。

本市では、平成20年3月に策定した「野洲市ほほえみやす21健康プラン」をもとに、メタボ対策や食育と連動した生活習慣病予防を推進しているところです。中でも、地域での健康づくりでは、各学区に設けた「健康を考える会」で、健康推進連絡協議会の協力を得ながら、健康ウォーキングマップづくりや旬の地元野菜を使った料理教室など、地域の特色を生かした健康づくりが活発に進むよう活動支援をしております。

また、一人ひとりの健康づくり支援として、がん健診などの受診では、身近で気軽に受けられるよう医療機関との連携を図りながら、定期的な健診受診の勧めや、生活習慣の改善に向けた相談、健康教育を行っております。

取り組みを進める中では、健診受診者や教室参加者の固定化、高齢化などの課題がみられます。また、生活習慣の問題点は認識できても行動に結び付かなかったり、一時期は実践できても継続するのが困難で疾病が重症化する場合もあることから、個人への支援と家族や地域への健康づくりの支援をあわせて継続することが、これからの取り組みとして必要と考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 奥村治男君。

○6番（奥村治男君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、小児メタボについて再質問を2点させていただきます。まず、1点目ですけれど、児童・生徒の生活様式の変化や運動不足、あるいは変則的な食生活が、生活習慣病を早い段階から発症させる要因とも言われております。先進自治体、これは隣の守山市もやっておりますが、子どもたちの生活習慣病を初期段階で食いとめるために血液検査を取り入れて、科学的、医学的見地からこういった生活習慣病の健康指導の充実を図っておるわけですが、本市においても、このような科学的な検査も取り入れて、生活習慣病の早期予防に取り組んでいく必要があるかと考えますが、所見をお伺いしたいと思います。

次に、ただいま答弁いただきました中で、小児メタボの把握につきましては、定期的な身体計測や健康診断で判明した身長体重をもとに、ローレル指数を用いて把握しているとのことでありましたが、小児メタボの症候群で最も重視されますのは腹囲であります。小学生、中学生は、身体的には成長途上にある体格でありますので、この小中学生の腹囲のサイズは何センチメートル以上が小児メタボと、診断基準では何センチメートル以上が赤信号になるのか、また本市の小中学校における小児メタボの該当者数についてもあわせてお伺いをしたいと思います。

次に、生活習慣病の予防対策について、2点再質問をいたします。まず、1点目は、生活習慣病は早期発見、早期支援、さらには本人及び家族に対する環境的支援が必要と思われませんが、具体的に行政の支援体制に対する取り組みについてお伺いをいたします。

次に、平成20年度から新しい健康診断制度が始まりました。特定検診、特定保健指導、いわゆるメタボ検診であります。こういったメタボ検診がスタートした中において、生活習慣病の前段階でありますメタボリックシンドロームの状態にある方や、そのおそれのある方はしっかり検診を受け、疾病を未病のうちに把握し、生活習慣を見直すためにも、検診を積極的に受診し、自分自身の生活習慣を見直し、さらに行動に移すアフターケアこそが健康人生を歩むための重要な第1歩であると思っております。

そこで、未病段階での生活習慣病の改善がぜひとも必要であると考えますが、本市ではどのような保健指導が行われているのかお伺いをしたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 奥村議員の再質問にお答えをいたします。

本市で実施しておりますローレル指数については、学童期の発育状態を知る目安としてよく使われている検査でございます。議員のご指摘のように、理事会の中には全員の血液検査も取り入れているところもございますが、本市では、ローレル指数の結果で肥満と判定された子どもを特定いたしまして、保護者とも個別に十分に相談をし、小児医療センター等で肥満外来の受診をお願いし、その精密検査を活用しながら、生活習慣の改善を指導していく方が効果的であると考えております。

次に、第2点目の腹囲でございますが、小中学生の腹囲のサイズは80センチ以上でございます。また、小児メタボ該当者数につきましては、平成20年度の調査ですが、小学校では108名、3.8%でございます。中学校では68名、5.1%でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 奥村議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

まず1点目で、生活習慣予防における具体的な取り組みということでご質問をいただいておりますが、この病気につきましては、自分では気づかないうちに徐々に進行する生活習慣病は、早期に発見、早期治療というのが大事になってくると思います。自分の健康を、まずは振り返ることが必要であると考えております。

そこで、市のほほえみ健康プランにおきましては、健康状態の把握と生活習慣の見直しのきっかけとして健診を受けていただく、それから、生活習慣の改善に取り組む人をふやすことを目標に掲げて取り組みを進めております。この取り組みにつきましては、健康プランの推進委員会で構成しております。ここと各学校の健康を考える会が連携しながら、ヘルスの集いの開催とか、地域での健康づくり活動を通して、市民が主体的に自らの健康を振り返っていただけるよう、啓発、また実践を進めております。

また、生活習慣の改善を継続的に進めていただくためには、個人の取り組みに加えまして、その取り組みを支えてくれる仲間、家族、あるいは地域による支援があるか、ないかで、継続の効果が変わってくると考えております。

そこで、家庭や地域を巻き込んで生活習慣病予防を地域全体で進めていく要として、健康を考える会の活動を進めているところでございます。市としても、今後、さらにこの活動が充実するよう、健康推進連絡協議会の協力を得まして、支援を継続してまいりたいと考えております。

2点目の、本市の特定健診、特定保健指導についてでございますが、20年度から制度改正のもと、医療保険者が実施主体となっていて行っているもので、糖尿病等の生活習慣病の発症、重症化を防ぐため、生活習慣病の前段階であるメタボリックシンドロームの状態にある人や、予備群の人を選び出し、生活習慣改善のための指導を実施することを目的にしております。中でもこの特定保健指導は、生活習慣改善のための行動目標設定や行動計画策定の継続的な支援、指導を行いながら、6カ月後には実施評価を行うものでございます。

実施にあたりましては、国の標準的な健康指導のプログラムとか、市の健康保険の特定健診の審査の実施計画に基づきまして、特定健康診査の結果をリスクの数に応じて階層化し、対象者となる方には、保健士、栄養士等が個別面接や電話などによって、生活習慣改善に取り組んでいただけるよう指導をしているところでございます。

リスク数が多く、より生活習慣の改善の必要度が高い方には、個別面接の他、グループでのいろいろな支援も提供しながら、医師、健康運動指導士等の指導、またグループワークによって、仲間の中で話し合いながら、生活習慣の改善のための自主的な取り組みが継続的に実行できるよう支援をしているところでございます。今後も、より多くの方が参加いただけるように、内容、メニューの充実を図ってまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 奥村治男。

○6番（奥村治男君） それでは、小児メタボについて再々質問をさせていただきます。朝食を食べない、夜更かしをするなど、子どもたちの基本的な生活習慣が乱れ、学習意欲や体力、気力に影響を及ぼしていることが指摘されております。ただいま答弁いただきました中で、生活習慣の指導の中で、「早寝・早起き・朝ごはん」について、保護者への啓発を繰り返し実施しているとのことでありましたが、学校保健法では、各小学校、中学校に、学校保健委員会の設置が義務付けられているわけでありましたが、各学校のこの本委員会では、欠食児童に対する、欠食児童を減らすための対応策はどのようにされているのか、お伺いをしたいと思います。

2点目は、「早寝・早起き・朝ごはん」については、平成18年12月議会の再質問でもお尋ねいたしましたが、そのうち、本市内の小中学校の児童・生徒に対してのアンケート調査は実施されたのか。実施されておりましたら、朝食の欠食率、起床時間、就寝時間等アンケートの結果についてお伺いをさせていただきたいと思っております。

次に、生活習慣病予防対策についての再々質問を2点させていただきます。

1つ目は、生活習慣病の中でも三大疾患と言われる悪性新生物、いわゆるがんではありますが、心疾患の血管疾患による本市の死亡者は年々増加傾向にあります。この三大疾患による死亡者を減らすには、行政として根本的にどのような取り組みとフォロー体制が必要と考えられているのか、お伺いをしたいと思います。

2つ目は、生活習慣病による死因別では、悪性新生物による死亡者が一番多いわけですが、本市の過去3カ年間のがん検診の受診状況、このがんの中にもいろいろながんがございますが、それぞれのがん検診の受診状況及びこの受診の結果の早期発見者の推移についても、あわせてお伺いをしたいと思います。

以上で、再々質問を終わります。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） ただいまの奥村議員の再々質問にお答えを申し上げます。

まず第1点目の、各学校の学校保健委員会の取り組みでございますが、例えば、中学校では、保健委員会の主催で、「しっかり朝食、栄養のバランスについて考えよう」をテーマに講演会を開催して、食育の大切さについて学習をしているところがございます。

直接、学校保健委員会の主催ではなくて、欠食のそういったことについての取り組みにつきましては、ほとんどの学校でPTAの活動として、PTAが主催をしたり、あるいはPTAの活動の柱の一つに、挨拶、朝ごはんの運動をしたり、あるいは食の重要性を話題に取り上げて地区別懇談会等で啓発をしたり、そういった活動をしているところもございます。

第2点目の、アンケートの結果についてでございますが、本市の小中学校では統一したアンケートは実施をしておりません。ただ、今年度5月に行われました全国学力学習状況調査では、この3つの項目について小学校6年生全員と、中学校3年生全員に調査が行われております。その結果を申し上げますと、朝食の欠食率でございますが、小学校6年では、0.4%でございます。中学校3年生では、0.9%となっております。これは、県内、全国と比較しても、野洲市の場合はよく食べていると考えられます。

起床時間につきましては、小学校6年生では、午前7時を基準に考えてみますと、7時以前に起床をしているのは、本市では82.4%でございます。中学校3年生では、64.3%となっております。小学校では、県内、全国と比較して少し早起きだと考えられます。中学校では、全国はほぼ同じと言えます。県内よりは少し早起きということが言えるところでございます。

次に、就寝時間でございますが、午後11時以降に就寝をしているかどうかということにつきまして、小学校6年生では、本市では14.1%。中学校3年生では、73.3%ということになっておりまして、小学校におきましては、県内、全国と比較しても少し早寝という結果が出ております。中学校では、県内、全国よりも就寝が少し遅いということが言える結果が出ております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 奥村議員の再々質問にお答えをさせていただきます。1点目のがん、心疾患、脳血管疾患の状況でございますが、これにつきましては、昭和33年の後半ごろから死因の上位を占めるようになり、年々上昇をすることとなり、昭和52年ごろからその割合が6割を超えるというような状況になっております。本市の死亡者数も年間350人前後ということになっております。これらの死亡数の減少を目指す上で、早期発見、早期治療、また生活習慣の改善につなげる取り組みが何よりも大切であると考えております。

そのためには、本市では各種がん検診や、特定検診、特定保健指導など、生活習慣病対策の充実が一層求められているものと考えております。この取り組みの中で課題となっておりますのが、どの検診においても受診率が低いことでございます。このため、受診率の拡大を目指して、健康相談時に大腸がん検診の容器の配布とか、乳幼児健診時に女性のがん検診の案内などに努めているところでございます。

そして、先ほど10月25日でも、コミセン中里を利用させていただきまして、健康づくりフォーラムということで、野洲病院の院長先生はじめ、医師の方に来ていただきまして、乳がん、子宮がんについての予防とか検診の内容等についてもフォーラムでご説明いただいて、市民の方にも啓発にも取り組んだところでございます。

まず2点目の、本市における過去3年間のがん検診の受診状況ということでございますが、胃がんの検診につきましては、年間約550人前後で推移をしているところでございます。平均して4.6%ということになります。少し、過去3年間ですと、平成18年が4.7%ということで、若干ですが、胃の検診については下がり気味であります。これにつきましては、県ではほぼ同様の率ですが、国は大体11%ということですので、半分ぐらいには届いてないということでございます。

続きまして、大腸がんの検診では700人前後の方が受診をいただきまして、受診率が

5.9という状況でございます。これにつきましても、3年間もうほぼ大体5.9前後ということで、横ばいの状況で、県が12%、国が18ということで、これにつきましても、本市では少し、というか半減という状況になっております。

子宮がんの検診につきましては、年間1,200人前後の受診率で、受診率が19.9ということで、県が15%、国が18%の受診率ということになります。少しそれを上回っているということで、この子宮がん検診につきましては、ここ数年で言えば、18年で14.9からということで、着実に伸びてきているということを思っております。

最後にですけれども、乳がん検診では年間380人前後ということで、大体10%の方が受診をいただいております。県が、12%ということで、もう少し市としても啓発周知を努めていかなければならないということもあります。今年はクーポン券も配りましたので、その効果も見ていきたいとも考えております。また、成検の受診率につきましては、ほぼ100%ということで、どの検診におきましても、がんの発見率は1から3%ミリオンということで、この国、県とほぼ同様の発見率となっています。これは検診からのがん発見者数は、どの検診におきましても、年間1名前後ということですが、早期発見によって完治されているという状況でございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第4号、第7番、矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 私は、5点におきまして質問させていただきます。

まずはじめに、無駄根絶へ、今こそ本市へという形でさせていただきます。政府の行政刷新会議が事業仕分けを開始し、来年度予算が概算要求から無駄を洗い出す作業を本格化させている光景が続きました。本市も今、財政健全化集中改革プランが検討中でございます。国会議員と民間有識者による仕分け人が、予算を要求した各府省の担当者らと議論し、その事業が必要か否か、地方に移管すべきかなどの判断をその場ですべて出していきます。

長年にわたって硬直化した予算配分にメリハリをつけようとする意図に、国民は好感を持って見つめております。事業の必要性を問うことは、その事業を定めた制度や事業を担う組織の見直しにもつながる。単に削減額を積み上げるだけでなく、文字どおり、将来の行政刷新につながる議論も期待したいものでございます。

特筆すべきは、作業が全面的に公開されたこと。それも、会場での限られた人ではなく、インターネットで中継され、全国どこでも見ることができたのは画期的であります。予算査定生の現場が公開され、私たちの納めた税金がどのように使われようとしているのか

を見つめることは、民主主義の原点を確認する機会にもなるのではないかと考えます。

また、一方で、会計検査院が11月11日に公表しました報告書では、2,360億円もの税の無駄使いと不適切な経理処理のあったことが明らかにされております。これは、史上最高の規模ということで、これ、とても検査院が検査した範囲で判明した分であり、ほんの氷山の一角にしか過ぎません。全体の実態はさらに深刻と見られております。

余った予算を、物品などを発注したことにして業者にプールする預けという手口は、省庁や自治体、関連団体で横行しておりました。事業の役割が終わっているにもかかわらず、事業費を国庫に返さずに溜め込む埋蔵金もあちこちで発掘されたとされております。

また、受注業者の選定にあたっては、競争入札をせず、天下り先の業者と随意契約をしてコスト削減を怠っていた事例も相変わらず多く報告されております。こうした動きに対しまして、本市の認識と対応を伺います。

1番目に、政権が公開で行っている事業仕分け作業にさまざまな問題点があるにせよ、予算査定生の現場を納税者が見ることができるのが、民主主義の原点を確認するいい機会にもなるはずではないか。我がまちも来年度予算編成の時期を迎えまして、その発案権者である市長は、国の仕分け作業などをどのように認識されておるのか伺います。

2番目に、我がまち予算はどのように編成され、私たちの税金がどのように使われているのかという意識は、住民の間で今後ますます増幅されていくと考えられますが、市長はこうした納税者に、市民の意識にどのようにこれから応えていくのか考えを伺います。

3番目に、会計検査院が指摘したような税の無駄使い、いわゆる預け、埋蔵金、受注業者の選定にあたっての問題点など、本市の実態にそのような事実はないか伺います。

4番目に、国交省からの補助金不適正処理を指摘されたある市の財務部長は、「職員に国の補助金を使っているという認識が甘く、使い切るという習慣が浮き彫りになった」と話しております。こうした認識は、本市においても決して他人事ではないはずであります。職員へのルール研修をはじめ、意識改革にどのように取り組もうとしておるのか伺います。

2点目。地域の道路整備と安心・安全のまちづくりについて伺います。地方自治体主体による犯罪のない地域づくりにつきましては、治安対策を警察による犯罪捜査やパトロールにすべて任せるのではなく、地方自治体が主体となり、警察や地域住民、国と連携し、犯罪のない地域づくりを進めることが大事であると考えます。

それにはまず自治体に防犯対策の窓口を設置し、警察との連携を密にしながら、まちづくりなどのインフラ整備や行政サービスなどについて、犯罪の観点を盛り込んだ施策を総

合的に推進することが必要であると考えます。

さらに、警察OBや教員OB、地域の防犯への積極的活用や子ども110番の家の普及等により、地域防犯力の向上が図られると思います。また、全国的には今、進められていますが、自主防犯ボランティアや防災ボランティアによる活動を支援するため、「地域安全安心ステーション」モデル事業を全国3,000地区に拡大すると共に、防犯ボランティアと防災ボランティアの連携を強化されつつあります。これらの対策が本当に重要であると考えます。

また、本市においても進められておりますスクールガードリーダーの拡充や、防犯ステッカーの活用及び青色回転灯を装備した車両による自主防犯パトロールの仕組みづくりのさらなる充実も大変重要であると考えております。

生徒たちの保護者は、毎日交通事故や犯罪に巻き込まれないかと心配されております。子どもは国の宝だと言いつつ、その流れについてきていないのが現実でございます。子どもの安心・安全のための環境整備は、各地域で行われている。また、子どもの安全を確保するための先進的なシステム、インフラ整備が、地域の実情にあわせて必要不可欠であると考えます。

そこで、子どもたちを交通事故や犯罪から守るために、また地域住民の生活の安心・安全の観点から、次の点を伺います。

まず1点目、通学、通勤時の安全を確保するために、通学、通勤道路の整備が必要不可欠でございますけれども、次の箇所について改善の予定を伺います。

1つ目、市道小島野洲線の野洲高校前から、コミセンみかみまでの歩道の整備。2点目、近江八幡守山線48号の野洲川右岸線との交差点の信号機の設置、いわゆるイオンの近くでございます。3点目、篠原駅前自治会周辺の駅から住宅までの間の歩道の整備。4点目、安養寺入町線158号のふるさと農道との交差点の信号機の設置。5点目、野洲中主線32号の北の信号から東へ250メートルの児童の通学路の信号の設置。これら、いずれも事故多発地点でございます。早急の改善が必要でありますけれども、見解を伺います。

2点目、自治会の生活道路の整備について、信号機のない交差点の接触事故が多発しております。この多くが、「見通しが悪かった」とあります。この見通しが悪い原因には、建物が新しく建った、また、植木が伸びて見えない。中には、違法駐車で見えない等がございます。この解決方法の1つとしてカーブミラーが役に立っております。まだまだ取り付けてない交差点、三叉路がたくさんございます。

前回の質問で、緊急性の高いところから設置するとの回答でございました。この調査、進捗状況はどのように進めておられるのか見解を伺います。

3点目、子どもがより安全な道や場所を選んだり、1人では危険な場所に近づかないといった、危険回避能力を向上させるため、地域の公園や通学路において犯罪に巻き込まれやすい危険な場所を、学校や保護者、地域住民が連携し、子ども自身がグループを組んでチェックし、地域安全マップをつくるなどの安全教育が必要と考えますが、見解を伺います。

次、3項目目行きます。冬本番の新型インフルエンザの取り組みについて伺います。新型インフルエンザの流行がメキシコで確認されてから約半年。全国の推計患者数が約153万人と報告されるなど、11月に入り、急速に感染が拡大しております。この冬に向け、さらなる流行拡大を想定した万全の対策が必要と考えます。

新聞によりますと、新型インフルエンザに感染した人の割合が、5歳から14歳では約50%に上る計算になることが、国立感染研究所が算定した推計患者などがわかっております。厚生労働省は、「学校で集団生活を送る年代で、感染機会が多いためではないか」としてしております。

感染研は、全国5,000カ所の医療機関を受診したインフルエンザ患者数から全患者数を推計しておりまして、この11月22日までの累計患者数は、推定で1,075万人と推定しております。大半が新型インフルエンザと見られ、その内訳は、ゼロ歳から4歳が95万人。5歳から9歳が280万人。10歳から14歳が、309万人。15歳から19歳が、168万人であります。全体の約80%を二十歳未満が占める、いわゆる5歳から14歳が特に多いとされております。

季節性インフルエンザは、毎年1月から2月ごろにピークを迎えておりまして、厚生省は、「これから冬本番を迎えるので、いつがピークになるか予測できない」としてしております。

こうした中で、国内ワクチンの摂取が10月19日から始まっております。重症化を防ぐ効果が期待されている半面、発症防止には限界があります。重症化を妨げるとし、重い副作用もわずかだが起こるとされております。専門家からは、新型インフルエンザの毒性はほぼ季節性並みで、通常は数日休養すれば回復すると見ております。

ただし、大半の人が免疫がないため、感染力が強い上、妊婦や持病のある人は症状が重くなりやすく、健康な若年者でも肺炎などを併発する、重症化するリスクがあると見ております。また、「インフルエンザは自然に治る病気だから、どんな副作用が起きるかわから

ないワクチンは基本的には必要はない。普段から栄養のあるものを食べ、ゆっくり休んで免疫力を高めることが大事だ」という専門家もおります。

医療機関では、季節性インフルエンザのワクチンが、新型インフルエンザのワクチンの製造で遅れていて、どちらも不足していて混乱の極みと悲鳴が上がっている状況でございます。接種回数も、当初の2回から1回に減らすなど、刻々と変化していておりますが、冬本番を前に、新型インフルエンザに対するわがまちの取り組みについて、次の点を伺います。

1番目に、本市における新型インフルエンザの発症の実態をどのように把握されているのか。また、それによる小中学校、学級、学年閉鎖が、保育園、幼稚園でもございますけれども、かなり多く発生しておりますが、その復帰後の授業の遅れ等の不足時間の埋め合わせはどのように補っていかれるのか対応を伺います。

2番目に、新型インフルエンザワクチンの接種に関わる本市の実態と今後の見通しについて伺います。

3番目、ワクチン接種には接種費用が6,150円の新たな費用が発生することから、国が負担軽減を講じるとしております生活保護世帯や住民税非課税世帯に加えまして、すべての優先接種対象者に対しまして、接種費用の助成をするよう市長に求めますが、考え方を伺います。

4番目、冬本番は受験生にとっては、勝負の冬でございます。小中学校における予防と対策について、どのように取り組んでおられるのか考え、また特に受験生に対しての取り組みはどのように考えておられるのか伺います。

5番目、住民にとって新型インフルエンザに対して正確でわかりやすい情報提供が不可欠でございます。混乱を未然に防ぐためにも、相談窓口を明確にして住民の不安に応える必要がございますけれども、住民の相談体制について伺います。

4番目に、保育所保健活動充実のための看護職配置の推進について伺います。

厚生労働省は平成20年度に保育指針の改正を行っております。その中で、養護と教育の必要性を強調しております。これは、保育における保健活動の重要性を示すもので、児童のさまざまな健康状態に対し、保育所が適切な対応ができる態勢かどうか今後問われると思われまます。

また、保育指針改正と共に、厚生省は保育所における質の向上のためのアクションプログラムを制定しております。同、プログラムの実施期間は、2008年度から5年間で、

地方公共団体において地方公共団体版のアクションプログラムを作成することを奨励しております。その内容の1つに、子どもの健康及び安全の確保があります。看護職の専門職員の確保推進を含めた保育現場の保健活動の充実を目的としております。

看護職の保育所配置については、1969年及び1977年の厚生省通達による、乳幼児保育実施によりまず配置をされるようになっております。以来、30年間が経過しております。現在、保育所に配置されている看護職は平成19年時で約4,700人で、全国の保育所の2万2,000カ所に対しまして、常勤看護職者の在職率は約21%にとどまっております。さらに、看護職の独立配置となるとわずかという状況であります。

看護職配置が20%台とあまり進んでないことに加えまして、その多くは、保育士が看護職を兼務している状態です。さらに独立配置が進んでいないのは、採用にあたっては人権費の問題と、保育所側の意識問題が影響していると考えられます。

看護職が配置されても、保育士の補助的な役割やけがの手当てなどにとどまり、保健活動全般に関わる業務になっていないのが現状でございます。本来であれば、看護職からの衛生面や健康増進に関する提案を専門職として行い、保育所全体に取り組むことが重要であるのに、保育所の看護職に対する認識が低いということから、専門性が発揮される独立配置を含めた看護職の積極的な活動に至っていないのが現状であります。

日本保育園保健協議会の会員嘱託医アンケートによりますと、嘱託医の診療科目では、小児・内科医が53%、嘱託医の定期来園回数は、多くて年5回が47.9%。定期健診率の年2回のみが24%であると調査結果が出ております。来園回数の少なさに加え、巡回の時間も外来診療の合間であることが多く、嘱託医には時間的な制限があるのが現状でございます。このように嘱託医の検診では、そのときの健康状態を見ることが中心となってしまう、十分な診療、診察ができておらないのが実情であります。さらに、発達障害や疾患を抱えた子どもたちへの保育上の相談に嘱託医が関わるということが困難な状況であります。

そこで、本市では、看護職員が野洲第3保育園に1人おられるということで、その方が市全体を循環されているとお聞きしております。可能な限り保育所への看護職の独立配置を推進していただきたいと思っておりますけれども、保育所に看護職が独立配置されている場合は、日々保健的視野で観察し、問題点を捉えて、嘱託医と連携しながら実際の保育現場に対応することで、保育所の保健活動はより実効性が高まります。また、保育士は保育活動に専念することができ、保護者の安心も高まることが期待できるところでございます。

次の点を伺います。1番目に、看護職の独立配置を推進しますが、見解を伺います。2

番目に、児童の衛生面、薬品の管理など、市内にお一人の配置でどこまで管理できているのか伺います。

最後に、5点目でございます。学校問題解決のための体制づくりについて伺います。教師が保護者からの過度な要求を受けて、対応に苦慮するケースなど、保護者がらみの解決困難な問題を抱える公立小中学校、保育園、幼稚園が近年ふえております。問題解決のための支援策が求められております。

そうした中、東京では今年度「学校問題解決サポートセンター」を設置し、5月1日から相談受付を開始しております。問題解決にあたる専門機関としては、全国初でございます。また、京都市でも同じようなチームをつくっております。同様の試みが幾つかの自治体でも今始まっておりますけれども、東京のサポートセンターの特徴は、教育関係者だけでなく弁護士や精神科医、臨床心理士、警察のOB、行政書士などの専門家がチームをつくって客観的に対処するところにあります。本年8月には、東京都内の公立小学校で、木刀を持った保護者が校長室に乗り込み、理不尽な要求を繰り返すとの問題が発生しましたが、学校側が「問題解決サポートセンター」の支援を受けて、問題を解決することができました。

そこで伺いますけれども、1番目に、教員が本来業務に専念できるようにするために、専門家やOB等で学校支援の体制づくりを推進しますが、見解を伺います。また、2番目に本市で未解決の問題は何件ほどあるのか、また今後の取り組みはどうされるのか伺います。

以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の無駄根絶についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の事業仕分けについてお答えいたします。議員ご指摘のような事業仕分けの機能については否定はいたしません。まずは第三者にゆだねるのではなく、市長、知事、あるいは大臣等のいわゆる理事者が責任を持って判断をし、その上で議会や市民等からの多様なご意見ご議論を踏まえて進められるべきであると考えております。

そもそも事業仕分けという手法では、例えば、ある事業を民で行うべきといった仕分けの判断がなされた場合でも、その場に受け手である民の側が参加していて、民で受け入れられるか、受け入れられるという担保がなければ単なる切り捨てとなり無意味であると考えております。

また、市民目線、あるいは新鮮な視点といった点は重要であります。十分な情報を持

っていない第三者に短時間で判断をしてもらうこと自体が本当にいいのかといった問題点もあると考えております。

さらに、事業仕分けによって判断されたからとして、それを隠れ蓑にして廃止等を決定することは理事者の責任放棄につながるのではないかと考えております。

以上、自らの体験を踏まえまして、このように考えております。

2点目の、市民が自分たちのまちの予算がどのように編成され、税金がどのように使われているかにつきましては、まず、こういったことを市民に知っていただく必要がありますし、また、市民の関心も高いものであると考えております。

こうしたことから、これまでは、予算決算について市の広報において、当初予算につきましては4月号、決算につきましては、11月号でお知らせすると共に、ホームページで公表してきたところであります。私が市長就任後は、マニフェストでお示ししましたとおり、予算編成手続きの公開による財政の透明化を目指してはじめて編成をいたしました平成21年度予算からは、一般会計の予算編成過程の各段階である当初要求、一時査定、理事者査定をホームページで公開しており、透明化を試みているところであります。平成22年度の予算編成では、一層の事業概要がわかりやすいように、様式等も策定して公表し、市民からのご意見やご提案をいただけるような仕組みも取り入れてまいりたいと考えております。

3点目の、会計検査院が指摘したような税金の無駄使いはないかのご質問であります。本市では、現在把握しているところでは、そのような問題、あるいは事実はございません。

4点目の国庫補助金の使い切りについてであります。国庫補助金は事業推進上貴重な特定財源であります。当然のことながら補助事業でありますから、補助目的、基準に基づき適正な執行と会計処理が求められているところであります。近年、国、県・地方共に、財政が厳しい状況であります。本市では、この10月には政策調整部長から各所属長に対し、既決予算であっても、予算執行にあたっては「予算の使い切りの発想を払拭し、執行を最大限に保留するように」という内容の依命通知を行い、職員の意識改革の徹底を行ってきたところであります。

また、現在進めております財政健全化集中改革プランでの作業は、まさに意識と構造改革の一環であると位置付けているところであります。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 市民部長。

○市民部長（高田一巳君） 矢野議員の第2点目の地域の道路整備と安心・安全のまちづくりについてのご質問のうち、市民部に係る分につきまして、私の方からお答えをいたします。

まず、第1点目の信号機の設置につきまして、ご質問の箇所は以前から守山警察署に要望を続けておりますが、設置はなかなか困難であるように聞いております。滋賀県下では、現在600件以上の信号機設置要望がある中で、新設道路や危険度の高いところから順次設置されているところであり、ご質問の箇所につきましては、いずれも市といたしましても、信号機の設置の必要性については十分認識しており、今後につきましても、引き続き要望してまいりたいと考えております。

なお、本年度、本市から要望している箇所につきましても、あまり期待できる状況ではございませんが、全くゼロではなく一、二カ所は設置していただけるように聞いております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、矢野議員のご質問の地域の道路整備と安心・安全のまちづくりについて、都市建設部に係ります部分につきましてお答えをさせていただきます。

その前に、ご質問がございました2点目の県道近江八幡守山線におきまして、一昨日12月8日午後5時ごろ、市内駅前自治会の地先におきまして高木在住の64歳の男性がはねられて亡くなられたということが、新聞記事に載っておりました。これはもう既に議員の皆様はご承知置きのことと思えますけど、亡くなられた方に対しましては、心よりご冥福をお祈り申し上げたいなと思っております。

先ほど、階段を上がってきましたときに、議会事務局の前にちょっと連絡版がございまして、何かと申し上げますと、この守山野洲管内におきまして、この10日間で3人の交通死亡事故が発生しておるといいう形で、明日2時から緊急対策会議が開かれるようでございますけど、そのうち1件がこの事案でございます。もう一つの事案が、先週の多分土曜日だったと思えますけども、県道木部野洲の新幹線よりもう少し野洲中学校へ行きました、あそこで、横断歩道中の方が亡くなられたという事案もございました。もう一件は、守山地先の事案のようでございますけども、また先月におきましても、この野洲市役所の前の

横断歩道がございまして、そこでも夕方でもございましたけども、死亡事故が発生いたしております。このように死亡事故が多発をいたしておりますので、現場を預かる都市建設部では、その再発防止対策をどのように考えているのかというのが、当然皆さんもご指摘があるかと思えますけど、これにつきましては、死亡事故が発生しますと、管轄いたします滋賀県警の交通企画課並びに所管の守山警察署の交通課、並びに市の交通安全を担当いたしております市民部の生活安全課、並びに道路管理者が現場で立会いをいたしまして、そして現場検証を行いまして、具体的な再発防止対策を決定するという形で、その後工事着手していくということになりますので、具体的な着手につきましては、もう少し後になるかと思えますので、よろしくご承知置きを願いたいなと思っております。少し、前触れが長くなりましたけど、それでは肝心の質問の方にお答えをさせていただきます。

まず1点目の、市道三上市三宅線の野洲高校前からコミセンみかみまでの歩道の整備の予定についてお答えをさせていただきます。今年度、国道8号線交差点からコミセンみかみを越えまして、荒川鉄工さんという事業所がございまして、その一部区間ではございまして、歩道整備工事に着手し、今年度完了する予定であります。

続きまして、私が先ほど申し上げました篠原駅から住宅までの間の歩道の整備についてでございますけれども、ご質問の県道近江八幡守山線の歩道整備につきましては、平成17年度から道路管理者であります滋賀県により歩道整備が実施されておりますが、引き続き残された部分の用地交渉を県で進めていただいております。

次に、2点目のカーブミラーの設置についてお答えをさせていただきます。取り付け進捗状況につきましては、新規要望が14カ所のうち、3カ所の設置をいたしております。その設置基準につきましては、現場を精査いたしまして、周囲の状況や危険度も含めまして緊急性の高いところから設置をいたしておるところでございます。今後も、その設置基準に基づきまして設置をしていきたいと考えております。なお、ミラー交換や修繕等につきましては、13カ所を実施いたしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、私の方から矢野議員のご質問の地域の道路整備と安心・安全のまちづくりの3点目の安全教育についてお答えいたします。

地域との連携により、子ども自身が参画して、地域安全マップを作成する安全教育の推進は、小学校高学年や中学校においては、子ども自身の危機回避能力の育成には大変有効

と考えております。ただし、小学校低学年では地図の作成や読み取りが難しいという問題や、カリキュラムの編成上、時間を十分にとることが厳しい現状もありますので、PTAや地域の皆様とも連携して、既に作成済みのマップを見直しながら、学校や危険箇所での安全指導に力を注いでまいりたいと考えております。

なお、安全教育及び指導に関しましては、各学校で、毎年、「学校安全計画」を作成し、学年に応じた実践を行っているところでございます。

続きまして、大きな3点目の冬本番の新型インフルエンザへの取り組みについてのご質問のうち、1点目と4点目につきまして私の方からお伝えをいたします。

まず、1点目の実態把握と授業時数の確保に関するご質問でございますが、新型インフルエンザの把握につきましては、県教委からの指示もあり、2学期以降、毎日各学校から市教委への連絡と市教委から県教委への報告が義務付けられており、学校の実態把握に努めているところでございます。

また、各学校におきましては、毎朝、健康チェックを行い、子どもの状況を的確に判断しながら必要に応じて検温も実施し、子どもの健康状況を把握しております。

次に、授業時数の確保に関しましては、1学期末に臨時校園長会を開催し、新型インフルエンザの対応策を策定し、臨時休業の実施基準や、臨時休業時の家庭学習の指導を含めた児童・生徒への対応、保健指導の重点事項、計画的な授業の確保について検討し、協議済みでございます。

特に、授業の確保につきましては、各学校の状況に応じて、1週間から10日間程度の学級閉鎖を含む臨時休業は避けられないので、それを見越したカリキュラムの見直し、行事の精選、始業日や終業日の授業の実施など、各校の実態に応じて工夫し、計画的に授業の確保を実施しているところでございます。中学校では、さらに、三者懇談中に授業を設定したり、1月6日に登校日を設けたりする予定でございます。

次に、4点目の小中学校の対策と受験生に対する取り組みについてお答えいたします。

新型インフルエンザに対する予防と対策は、次の5点を各学校で徹底して取り組んでおります。1つ目に、体調管理の徹底。2つ目に、水分・栄養補給と睡眠。3つ目に、咳エチケットと手洗いの徹底。4つ目に、服薬された薬は飲み切る。5つ目に、教室の換気と掃除の徹底でございます。

市教委としましても、緊急に予備費から新型インフルエンザにかかる石けん、薬用石けん、マスク、手洗い液体ソープ、アルコール速乾消毒液、体温計などの保健関係の消耗品

を幼稚園と小中学校に配付したところでございます。

特に受験生に対しましては、家庭とも連携して、予防に重点を置き、早めにワクチン接種をすることや、今申し上げました5点について確実に取り組めるよう指導をしております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 私から矢野議員の新型インフルエンザ対策に関わります健康福祉分で、2点目、3点目、5点目についてお答えをさせていただきます。

2点目の、新型インフルエンザワクチン接種につきましては、市内26カ所の受託医療機関において、国で定められております妊婦や基礎疾患を有する方など優先接種者から順次、予防接種が実施され、市内の医療機関では、診療時間を延長されるなどの取り組みをいただいております。

また、かかりつけ医を持たない1歳から小学校6年を対象に、野洲病院が守山野洲医師会の協力のもと、この12月から1月の土曜日、日曜日には、野洲健康福祉センターを会場に集団接種が実施されております。ワクチンの供給見込みににつきましては、接種希望者が集中していることから、供給不足の状況にあるようですが、ワクチンは順次製造中で、接種希望者全員に接種する必要量は確保される予定でございます。

3点目の、ワクチン接種費用の軽減につきましては、今回の新型インフルエンザワクチン接種につきましては、国が定める定期予防接種としての位置付けがなく、低所得者対策として特別に実施されるもので、他のインフルエンザなどの任意予防接種との整合性を勘案し、優先接種者すべての方への助成拡大は考えておりません。

なお、市では今回の特別対策として、生活保護世帯、市民税非課税世帯3,146名を対象に、その接種費用の4分の1を負担するものでございます。

5点目の、新型インフルエンザの相談体制につきましては、市の広報、ホームページ等に、市の健康推進課、県保健所、県庁の健康推進課等を相談窓口として掲載をし、住民の方の相談に応じているところでございます。また、新型インフルエンザやワクチン接種に関する情報は、県では新聞に掲載されると共に、市のホームページを活用し、常に新しい情報が提供できるよう努めておるところでございます。

続きまして、保育所の保健活動充実のための看護職配置の推進についてお答えを申し上げます。

1点目の、看護職の独立配置につきましては、国の示した保育所における質の向上のためのアクションプログラムの目標設定の中で、保育所が、子どもが健康で安全に生活できる場となることを狙い、看護師等の専門的職員の確保の推進がうたわれております。

しかしながら、看護職の配置につきましては、病児・病後児保育事業費補助金として、事業費の3分の2の県費補助があるところでございますが、その補助金の採択を受けるには厳しい要件が設けられており、さらに民間保育所が優先とされていることから、公立保育所は補助対象とならないようなこと。また、保育所におきましては、乳児や障がい児を多く受け入れ保育を行っておりますが、保育所保育指針におきましては、保育士は子どもの健康や発育・発達についての知識を持ち、日々保護者からの情報をもとに、子どもの状態を観察しながら保育を行うこととなっておりますことから、看護師が配置されていなくても、本市におきましては、子どもの健康および安全の確保に努めているところでございます。

以上のことから、看護職の独立配置につきましては、現在のところ考えておりません。

2点目の、児童の衛生面や薬品の管理などについてですが、現在採用しております看護師につきましては、所属する保育園の在園児の健康管理や体調不良児の看護および医薬品の管理等を業務としております。他園での業務としましては、市内各公立保育園の年長児の視力・聴力検査や歯磨き指導を行っております。

また、3カ月に一度「ほけんだより」を作成し、公立保育園すべてに配布をしております。

以上のことから、看護師の担う業務は多岐にわたっておりますが、現在のところ支障なく保育の運営ができているものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育長。

○教育長（南出儀一郎君） 矢野議員のご質問の、学校問題解決のための体制づくりについてお答えを申し上げます。

議員のご指摘のとおり、近年、全国的に学校現場では、子どもの実態や学校の教育実践が理解されずに、一部の保護者から一方的な批判や道理に基づかない要求が行われるケースが見受けられるところでございます。

本市におきましても、年々そのような傾向が見え始め、対応に苦慮する学校も一部に出てきております。学校に寄せられる批判や過度の要求については、問題の本質や背景も把

握し、的確かつ組織的に対応していくことが必要であります。

そこで、第1点目の議員のご提案の、学校問題解決支援チームについてであります。問題が起こった際、学校、学校長を支援し、また支え、解決への糸口を見つけていくための何らかの組織、チームが必要と考えております。今後、そうした組織、チームの形態、また活動の内容等について、早々に検討に入りたいと考えております。

次に、第2点目のご質問につきましては、現在、市教委として未解決として継続しているケースはございません。しかしながら、学校現場は教育的な配慮をしながら解決にはたどり着いてはいるものの、過去3年間で小中学校として専門的な支援があればと考えた事例は18件でございます。学校問題解決支援チームの支援や助言を期待するところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 再質問をさせていただきます。まず、はじめに無駄根絶への部分で3点目と4点目をもう一度確認させていただきます。

預け、埋蔵金、受注業者の選定にあたっている問題点など、本市においてはそういう実態はないということで、少し安心したところでございます。なかなかこのような実態は表に出てこないのが多いわけございまして、職員によります内部告発等があった場合ですけれども、その場合その職員におかれまして身分の保障はどのようにされるのか、こういった点もお伺いをさせていただきます。

4点目の、職員へのルール研修を始めまして意識改革にどのように取り組むということで、少し理解はできましたけれども、本市において起きてはならない市職員の公金の使い込みの不祥事が起きております。一般的に見て、人の命の中には善の心と悪の心が存在すると言われておりますが、この職員も悪いことと知りつつ不祥事を行い、人生に汚点を残すことになったわけでございますけれども、これももう少し前からこの善の心を本人の意識が強ければ、このような不祥事は起きなかったのではないかと推測するところでございます。このような不祥事は二度と起こしてはならないわけでございますけれども、教育研修を行うことによりまして、本人の力で不祥事を抑えることができれば、これに越したことはないわけでございます。市長に置かれましては、このような取り組みはどのように考えておられるのか、今一度伺います。

次の、地域道路整備でございます。小島野洲線の場合は国道から少し解決するというこ

とでございます。また、近江八幡守山48号の野洲川右岸線との交差点、要するにイオンのところでございますけれども、本当に事故が多いわけでございますけれども、その信号が取り付けられるまでの手当てはないものかこういった点も伺います。

また、事故が起きてしまった篠原駅前自治会周辺の駅までの住宅の歩道のことでございますけれども、実際、この部分は地元の方から本当に危険な道路である、歩道であると認識されておりまして、私も、現地の調査も何度も行かせていただきました。特に、今の冬場でありまして、ほとんど歩行者は見えない状況でございます。本当に行政はこの調査をされたのか、こういった点も伺います。また、せめて今の現状であれば、住宅側の溝の蓋を車道との高さを均等にし、白線をきれいに引いてもらえれば、少しでも歩道の確保ができるのではないかと、これも提案させていただきますけれども見解を伺います。

また、安養寺、入町線158号ふるさと農道との交差点の信号の設置でございますけれども、この交差点につきましては、ふるさと農道ができるまで、地権者の信号機が取り付けが約束となっておりますけれども、こういった約束があったのか見解を伺います。

野洲川32号線の北の250メートルの児童の通学路の信号機の設置でございますけれども、今回は行政側が認識しているということでございましたけれども、実際に調査されて、どのように守山警察の方に申告されたのか、時系列で報告をしていただきたいと思います。

あと、緊急インフルエンザの件ですけれども、マスク、手洗い等で予備費の枠でこれが納まるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

また、相談窓口ですけれども、特に高齢者お一人暮らし、お二人暮らしのこういった方に対しましての周知はどのようにされているのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

あと、保健活動につきましては、なかなかできない……。2番目の児童衛生の薬品管理など、本当に市内お一人でやられておられますけれども、本当にどこまでできているのか、先ほどの答弁では少しもわからないわけございまして、特に今、新型インフルエンザ対策も重要でありまして、本当にお一人でできているのか、こういった実態もお伺いさせていただきます。

最後の学校問題解決体制づくりでございますけれども、学校支援の体制づくりを教育長が前向きに考えるということでございまして、明るい兆しがちょっと見えてきたようでございますけれども、来期から予算を計上していただきまして、これ、いつごろまでにどの

ような内容組織体制を考えておられるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

2番目の未解決の問題は、これまでないということでございますけれども、そういった体制があった方がいいということが18件もあったということで、例えば、この解決をなしに卒業された場合、こういった対象になるのか、こういった点もお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の再質問2点にお答えをさせていただきます。まずは、内部からの通報あるいは告発の制度、あるいはそういったことを行った職員への身分保障等ではありますが、いわゆる内部通報制度については検討しております。ただ、制度だけが整ってもなかなか活用がされておられません。そういったことから、まずはやはり、組織、職場の風土づくりから始めたいと思っております。今、そういうことをいろいろ準備しております。

1つは、職員とのオフサイトミーティングをしております。不満でも苦情でも怒りでも、あるいは前向きな提案でもということで、ここ数カ月続けております。一般職員のかなりの職員の方と話しております。その中からいろんな問題も指摘していただいています。これはやはりできるだけ、組織の中でのことです。私どもと信頼関係をつくった中で課題を聞きたいという思いからでして、その上で、制度化も考えていきたいと思っております。

もう一つは、今回の集中改革プランばかり言いますけれども、あの中にいろんな細かい課題が上がっております。これもやはり職員との信頼関係の中から、こういうことも課題ですよ、こういうところに無駄がありますよと、こういう改革が必要ですよということから出てきたものの、ある意味では集大成だと思っておりますので、今後もまずはそういう信頼関係、職場の風土改善から始めていきたいと思っております。

もう一つは、不祥事につきましては、これは、重ねておわびをいたします。それと、ご指摘のように、それをを行った職員だけの問題ではなくて、やはりこれも職場の風土、あるいは規律のゆるみ、あるいは管理、監督にあった立場の者の責任ということがあると思っております。こういったことの原因は、今回の事件もそうですけれども、一般的にやはり職員のやる気がない状態に追い込む、あるいは職場の風通しの悪さといったことが原因だと考えておりますので、先ほどお答えしたと重なりますけれども、いかに職場の空気が

透明で風通しがいい状態に持っていくのかといったことが1つ重要ですし、もう一つは、先ほど国の補助金等に関する会計検査院の指摘みたいなこととおっしゃいましたので、これは現時点では把握しているところではないと申し上げましたが、さまざまな無駄、あるいは不適正な手続きが隠れておりまして、これは公表させていただいているもの、させていただいてないものを含めまして、丁寧に解決をしております。一定数は、これはどうしてもあり得ると思っております。

こういったことの解決については、やはり職員ときちっと信頼関係に基づいて話し合っ
て解決をしていくということが、重要でして、これはきめ細かな対応しかないかなと思っ
ています。一般的に言いますと、自ら職員も言ってくれていますけれども、「仕事に追われ
て丁寧さがなくなっている」、それと、「担当主義になっていて、実際は職員間、ある
いは組織の上下間でチェックが働いてないのが今の市役所の状況ではないか」というのが、
私も思っていますし、相当数の職員からも聞いています。今日の朝もある件がありまして、
担当の課長が今申し上げたことを私に意見をしに来てくれました。ですから、そういうと
ころを変えていく、いわゆる体質改善を図っていくのは、大きな課題だと認識をしてお
ります。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 都市建設部長。

○都市建設部長（橋 俊明君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをさせていただきます。

地域の道路整備に関しまして、幾つかご質問がございました。まず1点目に、県道の近
江八幡守山線につきまして、十分な調査をしておるのかということでございますけれども、
これにつきましては、県の担当者、並びに当然うちの担当者も含めまして何回も現場に足
を運びまして調査を実施いたしております。ただ、先ほど出ました非常に幅員がもともと
狭うございますので、その中で創意工夫を凝らしながら、例えばあそこの野洲養護学校が
誘致する際には、県道の法尻と光善寺川の法尻をうまく活用しながら、あそこに歩道をつ
くったということで、私は創意工夫と思うてますけれども、人によっては苦肉の策という方
もおられるかもわかりませんが、そういった知恵を出しながら、地元の安全につながる
ような道路整備を努めているという所存でございます。

2点目の歩道の確保でございますけれども、一部宅地が張りついておりますので、そこ
につきましては、今、県と詳細な詰めをしまして、できるだけ歩道を確保できるような形

態をという形で、もう少し県の方とも努力を重ねていきたいと考えております。

それと、県道安養寺入町線の信号機の約束があったのかということでございましたけども、本来はこれは私の所管の答弁ではございませんけども、当時私が携わっておりましたので、市民部長にかわりましてお答えをさせていただきます。この県道安養寺入町線の信号につきましては、当時、警察と詰めまして、平成20年4月1日に市道1号線の篠原小学校と新幹線の間信号を設置させていただきました。これで何とか供用開始にこぎつけたいという形で、農林水産方と共に地元折衝に行きましたけども、当時、あのふるさと農道の事業着手の際、用地買収には当然担当者は行っておりますので、その際に信号設置を約束したということで、大分入町の方から理解が得られなかったといういきさつがございますので、決して我々は約束ができない。それはなぜかと言いますと、我々に信号を設置する権限はございませんので、あくまでも滋賀県の公安委員会が、交通量とか現場の状況、危険状況、交通量、そういうことを総合的に判断して決定いたしますので。

ただ、当時やっぱり20年4月1日に供用開始がございましたけども、もう11月の半ばぐらいに最終的に供用開始にこぎつけましたけども、やっぱり警察から20年4月に、いわゆる先ほど言いました市道1号線に信号を設置したやないか、約束はどないしてくれるねん、例えば、信号を、こう言うわけですね。信号は、県も少ない予算の中で、数少ない予算の中であそこに信号を設置したのに、なぜ供用開始ができないかと。我々は非常に、地元から責められる。正直申し上げまして、警察から責められる。その間に入って、いろいろと苦肉の策ではないですけど、いろいろ思案をさせていただきました。

そのときには、当然、県の安養寺入町線、今課題で出ております安養寺入町線。これは、実は道路整備アクションプログラムというのが整備されておりました、策定されておりました、そのときには、25年から30年の後半期に必ず整備をしますという、そこに計画が策定されておりましたので、それで県の方にも何回も地元を足運んでいただきまして、最終的には約束はさせておりません。優先的にあそこに信号が設置されるように、担当としましては努力させていただきますという形でございますので、決してこれは約束ではないというふうに我々は受けとめておりますので、そういった点も踏まえましてご理解をお願いしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） それでは、矢野議員の再質問の中で、まずインフルエン

ザに関する件について、お答えを申し上げたいと思っています。

先ほど、インフルエンザにつきましては、全国でも1,200万人。おそらく1割の方がかかっておられる。滋賀県でも14万人がかかっておるという発表がありました。1割の方が新型にかかわる、インフルエンザにかかったということで、例えば市内でも、保育園、小学校もそうですけど、4人に1人はもう既にかかったという中で、11月から含めまして、12月には子どもたちへのインフルエンザへの接種が始まったということで、特に入院されている方の中では、88%が滋賀県の中で14歳までの子どもたちだということで、比較的、高齢者には安心はできないんですけども、やや免疫力があるのかということを考えております。

その中で、まず高齢者の周知につきましては、当初強毒性の場合につきましては、特にどういう想定の中である程度単身の高齢者につきましては、高齢者福祉課が所管している部分については、情報提供をしております。現在は、感染性は高いものの弱毒性だということですので、これは各戸配布などの周知をしております。今後、介護認定を受けておられる方につきましては、ケアマネさんを通じて、そういう情報というか、部分も伝えてまいりたいと考えております。

今、高齢者につきましては、予定ですと、2月の上旬からワクチン接種というのが今のところのスケジュール。ちょっと早まるかもわかりませんが、なっていますが、既に高齢者の方で基礎疾患をお持ちの方は接種をされているということで、少し、11月が県から警報が出て、依然警報があるものの、この12月の週に入りまして、県では定点あたり36人ということで、前が50人ということでしたので、やや落ちてきている状況にある中で、今申し上げた高齢者につきましては、できるだけ情報が届くような形でも取り組んでまいりたいと考えております。また、市民へのマスク等の啓発の中で、市も、マスク、アルコールスプレーは持っておるところでございますけれども、今のところ基本的には、うがい、マスク等の励行をお願いしてまいりたいと考えております。

そうしまして、あと、保育園での看護師の状況ですが、本市では、第三保育園に看護師を配置しております。当時、保育園の中で一番保育室面積が少なかった、狭小だったということもありまして、モデル的に増築とあわせて、看護保健室等も設けて看護師配置をしたということで、看護師につきましては、子どもの成長の管理とか、感染症に関すること、また保護者の健康教育という形でいろいろと担っていただいておりますので、5園のすべてを同じ形ではできておらないということですけども、通常は登園してから、少し

病気が発生した子どもたちが、基本的には保護者が迎えに来ていただくのか、病院へと搬送するのかとどちらかになります。その間の健康管理をしていただいているということです。すべての園とおっしゃいます部分でありますけれども、国で定められています基準というのが、保育時間の延長とか、複数の看護師の配置になるというような高いハードルもございません。現時点では、保育士もこの健康管理面、経験を積みまして、子どもたちの健康にも関わりを進めてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 教育部長。

○教育部長（東郷達雄君） それでは、矢野議員の再質問にお答えをいたします。

新型インフルエンザの小中学校での予防対策の関係でご質問があったと思います。マスク、手洗いの励行で、それでよいのかということだったと思うんですけども、学校での取り組みを紹介させていただいたんですけども、最近では、11月16日付けで保護者向けに家庭での予防対策についてお願いをいたしております。

内容を少し紹介させていただきますと、家庭では手洗い、うがい、換気の励行、それからバランスのよい食事と十分な睡眠を心がけるとか、咳、くしゃみ、発熱のある人は、咳エチケット、マスクの着用をする。人ごみ等ではマスクの着用をするとか。日常の健康観察、欠席等の連絡を迅速、確実にお願いしますというようなこととございます。また、同居家族に新型インフルエンザと診断された者がいる場合は、朝、夕検温するとか、そういったものが主な内容とございますけれども、いずれにしましても、家庭と学校が一体となって取り組みを進めていく必要があると考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 矢野隆行君。

○7番（矢野隆行君） 最後に1点だけ市長にお伺いしたいんですけども、市長の今回の不祥事に関しまして、コメントがございます。このような事件が二度と起きないように真に実効性のある再発防止策に取り組むとございますけれども、この真の実効性のある再発防止につきまして、所見を最後にお伺いさせていただきます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 矢野議員の再々質問にお答えをさせていただきます。

幾つかありますが、1つはやはり先ほど申し上げましたように、職員の意識、行動が変

わること、やはり公務を預かっている、公金を預かっているという意識を常に持って誠実な対応を行うということが1つであります。もう一つは、組織できちっとチェックができる体制を持つ。これは、今回の不祥事2つ共にあたっております。こういったことがまず取り組むべき一番重要なことかなと考えております。

以上、お答えとさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第5号、第13番、中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 第13番、中島一雄でございます。私は事業評価制度のあり方と改革プランについて質問をさせていただきます。

日本の経済状況は、ドバイの金融危機などによる円高、株価の低迷等でさらなるデフレ、また第二の底も予想され、予断を許さない状況になっております。そういった中で本市は改革プランを実施され、129の見直し項目別に向けて検討されております。

さて、平成20年の第1回野洲市議会定例会におきまして、事業評価制度の活用についての質問をさせていただきました。限界集落ならぬ限界自治体に近いということで、「入るを量り、出るを制す」を基本に事業仕分けの提案をさせていただきました。この仕組みはもともと地方自治体から始まり、現在国も実施し、大きな効果を上げております。一方で育成しなければならない分野や制度、仕組みを安易に現状だけを見て切るとまずいというような課題もわかってきたところであります。

この提案に対して、当時の回答は、このシステムのすぐれた点を研究し、積極的に取り入れたいということ。また、評価制度のマネジメントシステムとして、企業調整及び行革担当部局と事業執行部局とが合同して議論をする仕組みをとっているとありましたが、現在の状況はどうなっているのか、また改革プランの手法はどうしたのかを含めてお伺いいたします。

次に、少し辛口になりますが、改革プランの内容についてですが、その背景たるビジョンは何に基づいているのか。また、行政懇談会等で2年間の処置で3年後に原状回復されると市長は言っておられますが、果たしてそれでいいのか。本来、希望ある未来に何を投資し、どういったものを回復し、どういったものを削減するかという方針を立てるべきではないかと考えますが、お伺いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中島議員の、事業評価制度のあり方と改革プランについてのご質問にお答えをいたします。

まず、平成20年度までに実施した本市の評価制度につきましては、過去にご質問をいただいた平成19年度の翌年にあたります平成20年度につきましても同様に、職員による全事務事業の内部検証をもとに、行政評価外部評価委員による抽出事業に対する外部評価を実施いたしております。

この結果につきましては、報告がありました平成20年10月の翌月、11月に議会にご報告した他、市のホームページを通じて市民の皆さんにも公開をいたしております。

また、政策管理のための制度であります施策評価制度につきましても、平成19年度と20年度の2カ年に渡り実施し、それぞれ翌年度の予算編成方針で明文化し、結果の反映に努められてきたところであります。

平成21年度につきましては、事務事業の進行管理につきましては、集中改革プランにより推進しておりますが、また、施策評価の基準となっております総合計画の基本計画自体が目標の一層の明確化、あるいは人口フレームの見直し等の面で早期の改訂が必要となっておりますためこれを中断して、これに替ってマニフェストロードマップを基準とした政策管理を行っているところであります。

次に、いわゆる事業仕分けにつきましては、県内の市でも事業仕分けに取り組まれている他、最近では国においても新政権がこれに精力的に取り組まれ、大きな注目を集めていることは認識しております。

ご指摘のように、事業仕分けの機能につきましては否定はいたしません。まずは第三者にゆだねるのではなく、市長、知事、あるいは大臣等の理事者が責任を持って判断を行い、その上で、議会、また市民等からの多様なご意見、ご議論を踏まえて進めるべきであると考えております。

そもそも、事業仕分けという手法では、例えば、ある事業を民で行うべきといった判断がなされても、仕分けの場に民が参加していて、民で受け入れられる担保がなければ単なる切り捨てとなって無意味であります。また、市民目線、新鮮な視点といった点は重要であります。十分な情報を持っていない第三者が、短時間で判断をすること自体にも問題があると考えております。

さらに、事業仕分けによって判断したからといって、これを隠れ蓑にして廃止等を決定することは、理事者の責任放棄につながるのではないかと考えております。

今回の集中改革プランにおきましては、本市が平成19年度、20年度にかけて実施した内部及び市民委員による事務事業評価の結果等を参考にしながら、普段から市民と接し

事業に取り組んでいる職員が、可能な限りの議論を重ねて素案をつくり上げました。

市民委員や専門機関の意見を参考に何うことは必要であるとは考えますが、これに依存し過ぎて安易に結論を出す手法はよいとは考えておりません。

野洲市役所手づくりの見直し素案をもとに、市民、議会と何度も議論を重ねていただき、合意形成を図るという今回の作業を、今後も継続的に重ねていくことが重要であると考えております。

次に、集中改革プランの背景になるビジョンは、何かということではありますが、これは現在はマニフェストのロードマップと考えております。

今回の集中改革プランは、特に財政が厳しい2年間の緊急避難的な措置とあわせて、これまでの野洲市の高コスト体質を改善するという2つの狙いを持っております。

そして、この改善を果した後は、マニフェストに掲げました、安心・安全対策、産業支援などをさらに進め、元気でにぎわいのあるまちづくりを進めていくこととしております。

このため、ご指摘いただいている未来を見据えた投資と削減につきましても、ここにプランにおいて可能な限り明記していると考えております。

なお、財政の見直しにつきましては、予断を許さない状況が続いておりますが、本市の市民及び企業の経済面での体力、また企業の新規投資の状況を考えますと、2年間での見直しは現時点ではあると考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 中島一雄君。

○13番（中島一雄君） ありがとうございます。詳しくご回答いただきまして。改革集中プランの内容、またマニフェストロードマップは私も評価しております。評価制度についてですが、私もいろいろと全員協議会とかいただいた資料を今手元に持っておりました、事務事業とか外部評価結果、施策の評価表とか、また平成22年度の本市の予算編成方針の再考、これも手元に持たせていただきまして、いろいろと目を通させていただいたんですけども、私は、例えば事務事業外部評価の検証、また財政健全化計画の推進ですが、まず事務事業評価、外部評価の検証でございますが、評価対象事業について見解の整理、それとまた財政健全化計画の推進においては、平成21年においてはもちろん市役所内部の管理経費などの精査、また無駄を取り除くとか未利用の市有地や、廃止可能な工業施設について、売却も含めてその利活用の方策検討について力を入れておられますが、この歳出の削減、歳入の確保など、平成22年度の予算編成方針に反映できる必要な措置を図っ

ておられると思っておるところでございますが、今現状、今の見通しを完結にお願いできればと思っております。

それと、今ちょっとお聞きしておりましたら、平成21年度施策の評価基準となっています総合計画の基本計画自体の改正が必要ということで、中断して、かわりにマニフェストロードマップに基づいて政策管理を行っているとのことですが、また特に財政が厳しい2年間改革プランに基づいて出直し実施をしますと。改善を果たした後に、またマニフェストの安全対策等、元気でにぎわいのあるまち云々ということをおっしゃいましたが、この中断した総合計画との整合はどうしていくのか、ちょっとお伺いしておきたいと。この総合計画がもうだめになった、もう中断して。だめになった、これとの整合、どうかなと思つて。ちょっとお伺いしておきたいと思つています。

それと、先ほど矢野議員の質問と並行するところがあると思うんですけども、事業仕分けですが、皆さんもご存知のとおり、最近では草津市が、市民が廃止や民間委託なども含め事業の必要性を公開の場で評価する事業仕分けを今年度から実施されます。私は20年度の質問で、事業評価制度の活用の中で事業仕分けについて質問させていただいたところでございますが、今後、先ほどの答えの中にもあったような気もするんですけども、事業仕分けのよいところを取り入れているとの回答がありましたので、事業仕分けの今後の考えをお伺いしておきたいということなんです。

以上です。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 中島議員の再質問にお答えをさせていただきます。

まず、集中改革プランを進めている中、あるいはその後の見通しでございますけれども、単純に申し上げますと、これは議会でも報告させていただいていますように、昨年度から今年度にかけて、全体の予算、一般財源での経費の部分でございますけど、10億円を削減しています。来年度もう10億円を削減しないといけないということで、集中改革プランが成り立っておりますが、現在の見通しでは、見込んでおりました例えば都市計画税の問題、あるいは未決着ですけれども、私ども含めて職員の期末手当、あるいは勤勉手当の部分がまだ調整がついておりませんので、大きく見れば4億円ぐらい、10億円のうちの4億円は目処がたっていません。職員の協力は得させていただきたいと思つていますので、そういう意味では、都市計画税で見込んでいた3億円分ぐらいは課題になると思つています。

この財源をどうするかですけれども、当然これは2つしかございませんでして、歳出をもう一段何らかの形で削減するというのと、現在残っております4億円弱の基金から使って行って成り立たすという、この2つしかないと考えております。そういう意味で、先ほどもいろいろなご提案はいただいているんですが、住民投票条例をすぐにできないとか言っているのは、本当にやりくりが厳しい、冗談で言っているんですけど、飛行機がもう三上山の頂上にあたるというレベルじゃなしに、そこらへんの生垣にすれるんではないかというぐらいの低空飛行をしている状態かなと思っておりますが、何とか持ちこたえて進めていきたいと考えております。

それと、総合計画をとめるのかとおっしゃるんですけど、総合計画はとめませんが、総合計画に基づく、総合計画の基準を使った外部の評価はしばらくとめるということでございます。それを、今の集中改革プランで置き替える、あるいはロードマップで進めるということでございます。

それと、仕分けにつきましては、先ほどもお答えしましたように、まさに仕分けでしてごみの分別と一緒に、瓶、缶、燃えるもの、燃えないものということで、今回国民の注目を浴びたのは、仕分けではなくて切り捨てであります。仕分けというのはそう簡単に成り立つものではなくて、受け手が、当事者がきちっとおられて、そこで、これは必要だけでも、例えば県でやるべきじゃなくて市でやった方がいいですよと、こういったことが仕分けでして、どうも誤解がされていると思います。なかなか受け手もセットにしてというのは成立不可能だと思っておりますので、それよりはやはり本来の行政、立法、あるいは市民参加という機能を生かして、通常の予算編成過程をできる限り透明化していく作業というのが望ましいのではないかと。緊急避難的な仕分けという作業があると思いますが、恒常化されるようなものではないと思っております。ですから、仕分けにつきましては、決して役割は否定はしませんけれども、健全な施策策定、財政運営の観点からしますと、現在やっておりますように、まず責任あるものがたたき台を出して、その中で議会、市民の方のご議論を踏まえて最終的な合意形成へ持っていく手続きの方がふさわしいのではないかなと考えております。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 中島一雄君。

○13番（中島一雄君） 一定、理解をさせていただきました。最後に、再々質問の中で、一、二点、よう似た質問なんですけども、今の国の税収が3兆6千900億ですか、特

に法人市民税の落ち込みが影響していると、これも本市と全く一緒でございます。国債発行が53兆5,000億ということで、国債発行額が税収を上回っていると。これは過去に例がないというようなことで、63年前に一度あったみたいなことを言っておりますけれども。また県におきましても、税収は当初予算の369億と見込んでいるのが、10月末現在で、申告納付が済んでいるのが183億ですか、知事は3月決算の法人の状況を見極める必要があるということをおっしゃっていますが、本市のいろいろと今ちょっと少し述べられましたが、税収の予想を、これは非常に難しいと思うんですけども、この辺のところをお伺いしておきたい、していただければ……、ぜひお願いしたいんですけど。

不況だからといって、目前の危機にだけ対応すると、現実対応型の施策を打つだけの経営は、これはいずれ破綻すると言われておるわけなんです。そのためには、発展戦略、いわゆる改革プランとかロードマップを組んでおられるんですけども、その辺のところも含めて市長の考えもお伺いできれば、誰でも結構ですから、もう。どちらでも結構ですから。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 簡単に、中島議員の再々質問にお答えさせていただきます。税収の見込みは現時点ではかなり厳しいと思っておりますが、具体的にどうのこうのは、ちょっと現時点では申しわけございませんが、申し上げられません。

それと、これからの状況を見越した施策でございますけれども、やはり野洲市というまちにおきましては、少なくともやはり人口はまだ伸びていって発展していくと思っております。これは、鶏と卵の関係でして、基盤整備がなくては伸びませんし、両方が必要だと思っておりますので、そういったビジョンを示しながら必要な基盤整備を取り組んでいくことによって、まちの発展を図っていくべきであると考えています。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 暫時休憩をいたします。

（午後2時53分 休憩）

（午後3時10分 再開）

○議長（鈴木市朗君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開します。

通告第6号、第16番、三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 21年度予算及び22年度予算編成の検証及び市政運営について、まずお尋ねいたします。

昨年10月に市民の皆様の信託を得られ、山仲市政が誕生し1年が経過いたしました。この間、窮地に立っている市財政を健全化すべく財政健全化集中改革プラン、以下財政改革プランを提示し、市民の皆さんとのコミュニケーションを大切にしつつ、少なくとも市民の目線にかなった新鮮な市政運営に努力されてこられたものと認識しております。財政改革プランの詳細な具体が示されようとしている中の今議会です。サブプライムローンの破綻、リーマンショックに端を発した世界的な金融経済危機は、収束の兆しが見えてきつつあるとはいえ、11月にはドバイショックが生じ、回復の見通しは予断を許さない情勢と言えます。

国内では、11月16日、東証1部上場企業の10年3月期決算は、純損益が前期の赤字から2年ぶりに黒字転換するのが確実になったとの判断が示されました。しかし、危機前の08年3月期の30%程度の利益水準に過ぎず、円高為替不安、給与やボーナスの減少、雇用不安、11月月例経済報告ではデフレ宣言、さらに09年下半期には、政府による経済政策効果の息切れなど、不安定要素が目白押しです。本格的な景気回復はほど遠く、さらに下ぶれ懸念も予測されております。

財務省は、11月2日、09年上期法人税収は、税の還付金が税収を上回り、1兆3,075億円のマイナスとなったと発表。上半期でマイナスになるのは、比較可能な1960年度以降初めてのこと。給与ボーナスの減少で所得税収なども低迷し、09年度一般会計税収は30兆円台後半にまで落ち込み、財政運営は一層厳しくなると報道されております。

この状況はまさに改革プランを具現化しようとしている本市にとっても、同様の財政運営の厳しさであり、22年度予算編成方針大綱(案)、以下予算編成方針でも、財政調整基金は21年度当初見込み残高14億円が、9月末決算見込みでは4億円にまで激減。さらに、法人市民税は、現計予算額の確保が困難な状況との記述にあらわれております。

では、市民の目線にかなった新鮮な市政の推進を求めながら、21年度予算及び22年度予算編成の検証、市政運営について伺ってまいります。

なお、新市政になってからは、質問に対して少なくとも誠意を持って答弁を願っていると認識しておりますので、再質問は前提とせずお聞きいたします。

第1点、予算編成方針に予想以上の景気低迷の影響を受け、財政改革プランの目標額10億円の捻出の根拠に乖離が生じてきたとの記述があります。この乖離をどのように整合性を求めるのか、また、どのように軌道修正するのか具体的にお伺いします。

第2点、22年度予算編成に向けて、作業が進捗しているものと推量されます。22年度予算編成にあたっては、概算要求の段階において、財政改革プランの意をくんだものでなくてはなりません。市長は、各部局に対しどのような具体的指示を出しておられるのかお伺いします。なお、この質問の段階で概算要求が出そろっていた場合は、各部局の概算要求額及び要求構想の是非において意がくまれたものであるかについても言及を求めます。

第3点、財政状況が特に潤沢でないときの予算編成は、継続的財政改善ポリシーのもと、複数年度予算を強く意識した危機管理が重要であることを、私は常々申し上げてまいりました。二十二、二十三年度の複数年度にわたる財政改革プラン実行にあたって、両年度の予算規模はいかほどか、また財調基金の取り崩し額、市債の起債規模、減収補てん債規模について、その根拠もあわせてお伺いいたします。

第4点、予算編成方針において、9月末決算見込みでは、財政調整基金が激減し、さらに残高が落ち込む可能性があるとの記述があります。財調基金の残高目論見値の算定において、さらなる税の還付リスクはないのかなど、危機管理上の下ぶれ要素のリスクをどのようにお考えなのかお伺いいたします。あわせて、この状況下にあっては、21年度決算がさらなる最終赤字のシナリオもあるのではないかと思料されます。所見を伺います。

第5点、当分の間本格的な経済回復は困難な情勢との大方の見方です。24年度以降の予算編成が惨憺たるものとなり、さらなる深刻化が心配されるところではないでしょうか。財政改革プラン実行後の潤沢な財政確保が見込めない情勢の中、複数年度予算の観点から、24年度以降の予算についてどのように展望されておられるのかお伺いいたします。

第6点、無駄のない効率的な税の使い方を求めて02年から県・市レベルの一部の自治体では、事業仕分けが始まり、今回の国レベルにおいても効果があることが明らかになったと言えます。滋賀県は、05年から実施の高島市を先駆とし、13市中8市が実施、または実施の予定をしております。国の事業仕分けについての、意識調査においても大多数の国民が効果があると評価しております。しかし、市長は、27日の定例記者会見で、事業仕分けについて「うまく行っていない」と否定的な発言が報道されております。市民意識からすれば大きな乖離があると思料されます。市民への説明責任が生じていると考えますが、所見を伺います。

第7点、税の前納奨励金制度が廃止になりました。若干ながら収納に貢献したのも事実かと考えます。このことはある意味サービスの後退とも言えます。さて、全国的には多くの自治体でカードによる納税の考えが検討され始め、実施に踏み切っている例も見受けら

れます。市民にとっては利便性やポイント獲得のメリットがあり、市にとっても税の未納、滞納の防止や早期収納への貢献ともなり、お互いのメリットです。今申し上げた観点から当市においても実施に向けて早急に研究をしてみたいかがでしょうか。提言し、所見をお伺いいたします。

第8点、農業施策に関して伺います。日本の農業は、農業人口の減少、従事者の高齢化、生産コストが高いなどの国内事情、またグローバル化した米生産を背景としたガット・ウルグアイランド、WTOに関わる貿易事情などによる食料自給率の低下。さらに、輸入農産物の安全が憂慮される状況に至っております。前自民党政権は、これらの背景を踏まえ、これまでの全農家を対象とした品目ごとの価格に着目して講じてきた価格政策を、平成17年3月に経営全体に着目した担い手に対象を絞った新たな基本計画へと、戦後農政の大転換を行いました。

野洲市においても、この新たな基本計画の導入に向け、担い手営農の育成、確保に注力し、野洲市の水田台帳面積2万1,065.9ヘクタールの担い手営農の構築に注力されてきました。しかし、現政権は、個別所得補償制度創設により、政策の転換を打ち出しております。関連して4項伺います。

1項、当時の担い手営農に係わる認定農業者、法人特定農業団体、集落営農団体に3区分した各事業者数及び区分別の集積面積の現状の姿をお伺いいたします。

2項、担い手営農の当市の今後の位置付け、育成はどのようになるのかお伺いします。

3項、個別所得補償制度創設により、当市の農業政策はどのように変わるのか、プラス及びマイナスの影響について、その具体をお伺いします。

4項、個別所得補償制度創設は、当市にとってどのような財政負荷がかかるのか、予算措置などの具体を伺います。

次に、2点目お尋ねいたします。高齢者孤独施策についてです。

2025年の日本の世帯が65歳以上の世帯のうち、高齢者1人だけの世帯と、高齢夫婦の世帯で64%を占めると推計されています。当市の05年の高齢化世帯の統計では、一般世帯に住める65歳以上の高齢者のいる世帯は33.7%。高齢者単身世帯が、10.58%。高齢者単身世帯と夫婦世帯合わせると26.1%となっております。06年4月施行の高齢者虐待防止法では、虐待を①身体的、②心理的、③性的、④経済的、⑤介護、世話の放棄、放任（ネグレクト）の5種類に分類しています。

しかし、この法律にはセルフネグレクトについては言及されておられません。セルフネグ

レクトは、介護が必要なのに介護サービスの利用を拒む高齢者のことを言います。介護サービスを拒む背景には、一つに経済困窮や介護サービスについて知識がないため、仕方がないとあきらめている。また、認知症や精神疾患などで、自分の状況が的確に判断できない、またサービスや援助を受けることが嫌、などの背景があるとされており。介護保険制度では、利用者が申請しなければサービスは利用できないため、セルフネグレクトへの高齢者は制度から零れ落ちることになります。セルフネグレクトはどこで起きているか把握しにくい、あるいは誰にでも起こり得る問題と認識が必要です。

当市としても、高齢者単身世帯及び夫婦世帯の高齢化進行の現実を踏まえれば、セルフネグレクトへの対応が迫られていると言えます。当市の高齢者世帯の実態及び孤独高齢者への支援、対策について所見をお伺いいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 三和議員の、21年度予算及び22年度予算編成の検証及び市政運営についてのご質問にお答えをいたします。

まず、1点目の集中改革プランとの乖離につきましては、景気低迷による影響はしばらく続くものと見込んでおりましたが、一層の下ぶれの懸念があること、またプランに示させていただいた都市計画税が、当初平成22年度からの導入を見込んでおりましたが、これが23年度にずれ込む可能性があるということで、このことが大きな乖離の要因と考えております。

したがって、この乖離につきましては、今後、都市計画税につきましてご理解を得、23年度以降の導入が可能となれば、毎年度一定額が見込めることとして、22年度に見込んでおりました相当額を、財政調整基金の取り崩しで資金手当を行うことにならざるを得ないと考えており、いわゆる綱渡り状態が想定されております。

また、編成方針におきましては、暫定税率の問題等、地方財政計画が示されない中での予算編成となることから、各種事業の精査を行っていく中で、物件費につきましては、集中改革プランで見込んでおります削減からさらに2%上積みし、平成21年度当初予算額から一般財源ベースで7%以上の削減を行うことにより対応したいと考えております。

2点目の、予算要求の指示事項につきましては、まず、第一には、集中改革プランに示された削減案を可能な限り実行できるように指示をいたしております。

編成方針では、マニフェストロードマップに則して、現段階で本年度中に実施設計等が完了できる見込みがあり、財源を含めた事業スキームについて、庁内、関係者間等で合意

形成がされたなど、施設整備着手に一定の道筋をつけた事業を重点的に予算化することを基本としております。23年度都市計画税導入による都市計画関連事業に伴う事前準備経費が必要になってくると思っております。

なお、ご質問の現段階の各部局の概算要求額につきましては、現在、各課要求額や特定財源等のチェックを行っている段階でありますので、しばらくお時間をいただきたいと考えております。

3点目の、22、23年度の予算規模に関しては、起債が伴う事業や、国、県等の補助金の動向、さらに、地方財政計画が示されていないことから、具体的な規模を示すのは困難であります。来年度予算は、今の税制度や交付税制度等が維持されていると仮定して、基本的には22年度と同様の、一般財源ベースで117億円程度になると見込んでおります。

次に、財政調整基金等の見込みにつきましては、財政調整基金は、本年度末で3億6,000万程度、また、来年度見込んでおりました都市計画税の穴埋めにより、当初予算で取り崩すことになると、22年度末では1億円程度になると見込まれます。

次に、地方債の規模につきましては、事業規模や国の制度により左右されますので、一概には申し上げられませんが、基本的には後年度負担を考慮し、償還元金以下に抑えて財政運営を図ってまいりたいと考えております。

減収補てん債は、法人市民税の前年度との減収見込み額により算定されることとなりますが、来年度の税収見込みが本年度と同程度と見込まれることから、減収補てん債を発行できないことにならないかと考えております。

4点目の、下振れ要素のリスクについてのご質問であります。本年度は、大手法人による前年度の法人市民税の還付を、既に財政調整基金の取り崩しにより対応したところであります。

また、本議会の補正予算で、法人市民税の減収見込みについては、減収補てん債で対応し、歳出面では、野洲中の耐震改修等、本年度予定していた財政需要も盛り込んだ中で、極力財政調整基金を崩さずに財源手当てをすることで提案をさせていただいているところであります。したがって、基本的には本年度決算見込みでは資金不足は生じないと考えております。ただ、不安な要素といたしましては、国の二次補正の動き等、地方負担が伴う政策が出てくれば、結果次第では、基金への影響は避けられないことも想定されます。

5点目の、平成24年度以降の財政見通しにつきましてお答えをいたします。本格的な

景気回復はあまり期待できませんが、本市にとって明るい兆しとして、これまでの大手法人の設備投資に対する固定資産税、また従業員がふえることによる法人市民税が期待できるのではないかと推測しております。ただし、この見通しに期待し過ぎてもいけません、決して今後の財政運営を悲観視することもないと考えております。

6点目の、事業仕分けにつきましては、矢野議員、中島議員にお答えしましたように、事業仕分けの機能自体は否定はいたしません、第三者にゆだねるのではなく、まずは、理事者が責任を持って判断し、それを議会、市民と共に検討、協議して進めることが、本来のあり方であると考えております。

7点目の、カードによる納税につきましては、市、納税者共に現金を扱う必要がないことや、納税者側にはカードの利用ポイントなどの利点があるものの、手数料が1件当たり数百円と高額になり、市のシステム改修などの経費も必要となります。昨年度から導入しましたコンビニ納税では手数料が54円で、利用率も今年度は全体の13%と増加している状況であります。したがって、カード納税導入による利点は現時点では小さいものと考えております。

また、ポイントカードやスタンプで市税が納入できる制度につきましては、議員ご指摘の新潟県南魚沼市で制度化がされておりますが、現在、野洲市では類似したスタンプカード等がないことや、納税推進の面からの効果も薄いと判断しており、今のところ導入は考えておりません。

以上、ご答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、三和議員の農業施策の質問についてお答えを申し上げます。

まず1点目の、担い手の事業者数及び集積面積についてでございますが、認定農業者95名で、集積面積は709ha。あとは、特定農業法人は1法人と、それから集落営農組織24団体で、今の1法人と24団体を合わせた集積面積が587haでございます。すなわち、本市の水田台帳の約60%が担い手に集積をしているということになります。

2点目の、担い手への今後の位置付け及び育成へのご質問でございますけれども、今まで本市として認定農業者や集落営農組織等の担い手が、水田農業の7割を担うということを農業構造の基本として取り組みを進めているところでございまして、今後も認定農業者の育成や集落営農組織の法人化を進めてまいりたいと考えております。

3点目の、戸別所得補償制度の影響についてのご質問でございますけれども、現在戸別所得補償制度の詳細な内容が、まだ概算要求段階では出てはいますが、まだいわゆる財務省との詰めの段階でございます。また詳細な内容が明らかになっていない状況でございますけれども、この概算要求どおり施策が施行された場合は、補償である定額の部分が手厚くなりますので、小規模な農家にもプラス面だと考えてございます。しかし、戸別所得補償制度は、生産調整が条件で補償が得られるということになっています。一方では、団地要素というのが緩和されますので、いわゆるバラ転と言っております個別転作でございますけれども、これがあらわれることも考えられるということでございます。団地要素が緩和されますと水稻と生産調整の麦が団地に混在するようなことが考えられるということで、麦の品質、湿害等の影響も懸念されるということでございます。

また、本市が推進しております確実に効率のよい、いわゆる転作のブロックローテーションを維持することが困難になってまいりまして、集落営農組織などの崩壊も危惧されるということでございます。集落営農組織が崩壊すれば、耕作放棄地の増加ですとか後継者不足に一層の拍車がかかるものと懸念をするわけでございます。

4点目は、戸別所得補償制度の本市への財政負担についてのご質問ですけれども、これも先ほど申し上げたとおり、今、国において議論されているところでございますので、詳細が明確になっていない状況ですけれども、本市といたしましては、当然、この戸別所得補償制度は国策として全額国費で負担すべきであると考えているところでございます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 三和議員の、高齢者孤独施策についてお答えを申し上げます。

野洲の高齢者世帯の実態ですが、本年4月時点で高齢者世帯が2,529世帯で、野洲の総世帯の14%、うち、高齢者単身世帯は1,155世帯となっており、6.4%を占める状況となっております。

こうした状況の中で、高齢者が抱える問題として、認知症により自立した生活が困難な状況になり、地域で孤立した方の相談も多く寄せられております。地域から相談のあった事例としましては、寝たきり高齢者の家族に介護力がない世帯に対して、医師との連携により身体的な措置と生活改善ができたケース。また、劣悪な環境のままプレハブで生活されていた高齢者夫婦には、地域の協力を得て介護保険サービスにつなげると共に、住居探

しを行ったケースがありました。

ご質問の、セルフネグレクトにつきましては、本市では高齢者虐待防止の範疇になかったことから、支援に対する取り組みが弱い状況であり、今後、高齢者虐待に準じた視点での取り組みを進め、高齢者自身の意思の尊重を図りながら、見守っていくこと、継続的な支援ができるよう地域の民生委員や老人クラブの協力を得ながら、連携した取り組みを進めてまいります。

また、セルフネグレクトを抱えておられる高齢者は、その発見が難しいことから、民生委員や介護サービス事業者代表など、高齢者の支援を担う関係者で組織する地域包括ケア会議の組織も立ち上げ、地域での生活課題を抱えている高齢者の発見や支援方法の検討を行い、孤立することなく地域生活が過ごせるよう進めてまいります。

また、地域で取り組まれている小地域ふれあいサロンへの呼びかけ、市が実施する配食サービスや緊急通報システムの活用、成年後見制度等の福祉サービスを有効に組み合わせることで、人と人とのつながりから生まれるネットワークにより、要援護者の把握や効果的な支援ができるものと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） まず、農業施策については国の情勢を見極めつつしっかりと進めていただきたいと思います。予算に関しましては、22年度の予算に注目していきたいと思っておりますし、またこれからも検証してまいりたいと思っております。

そこで、市長、事業仕分け、先ほどから出ておりますが、今の野洲市の財政、これは借金をふやさない前提で予算編成をすれば、決算において最終赤字を覚悟しなければならないような今現況ですよね。で、これは今1円たりとも無駄ができない切迫した事態にあることはもう共通の認識であると思います。今、市長は、財政改革プランを策定して、財政ピンチを打開しようと、今自らが事業仕分け人となって適正な税の執行を模索していることは、これは承知しておりますし、認識もしておりますが、事業仕分けにおいて、先ほどからの議員の答弁をお聞きしていますと、行政側からの考え方であったように、もちろん行政側が答弁しておりますので、それで間違いないんですが、もう一つ突っ込んだところにおきまして、国、地方レベルにおいても、事業仕分け人に対する国民、市民のこの客観的な評価は大多数が効果があると評価しております。

それで、11月30日の新聞に、市長の答弁が……、答弁じゃない、報道で、野洲市は

将来的にも実施の予定はない、で、山仲善彰市長は27日の定例記者会見で、「そもそも事業仕分けは職員の責任で行うべき最大の仕事、各地の例を見ていても単なるカットに終わっており、うまく行っているとは思えない」と、これ、短い文章ですから、その前後があったと思うんですが、市民はこの文面だけ見て、「そうではないだろう」と、「カットだけしているのではないだろう」という声を多々受けるんです。

そこで、県内では、今13市中8市が実施、あるいは実施しようとしておられます。今、この事業仕分けの成果、これをちょっと調べてみますと、ある市では、平成17年の予算総額が262億円の事業のうち、115事業、127億円について、第1回事業仕分けの実施を行って、18年度予算に21億円、17%の削減効果を反映させております。平成19年度予算には、総額242億、これに92事業、6億7,000万円について事業仕分けを行って、そして9,000万円、14%の削減の効果を反映させたと、このような実績がございます。

客観的に見て、効果があるというふうに見ざるを得ないと思うんですけども、ただ、市長の市政運営につきましては、市民の目線にあることを十分認識承知しておりますけども、この事業仕分けの成果、あらゆるところの成果がメリットの方もたくさん出ているんですね。自治体職員の声として、「事業本来の必要性を考えるきっかけとなった。行政内部からは問題提起されにくいものが、考えるきっかけとなった」そして、「しがらみの多い補助金につきましては、外部評価が有効であった」また、「事業内容をわかりやすく伝える工夫、情報公開のあり方を再考するきっかけになった」「その意味で、事業仕分けは対外試合のようだ」と自治体の職員の声として上がっております。参加した住民の声といたしましては、「ともすれば対立点のみが強調される民と官の関係を、こういう形で本質的な議論ができることに意義を感じた」「行政職員の本音も聞けた」「行政サービスは高いに越したことはないけども、そのためには相応のお金がかかることを改めて感じた」そして、「最も自分の住むまちのことを考えた。行政に参加したからそういう感じができた」ということで、事業仕分けは結果よりも経過。喧々諤々の議論をしている過程を重視すると、事業仕分けの成果をこのようにして挙げられておられます。私も税金を納めている市民が参加することによって、行政に興味を持つメリットがあると考えております。

この行政の事業は抽象論だけではなくて、現場の視点で洗い直すことによって、個々の事業の無駄にとどまらず、その事業の背後にある関係のある行財政全体の改革に結び付くことができるのではないのでしょうか。と、私は先ほどから事業仕分けについて、市長は市

民の方には十分な情報が持っていないというような心配もしておられますが、野洲市には有識者もたくさんおられますし、そして外部評価委員のメンバーの中にも9人入っておられますね。だから、安心していいんじゃないでしょうか。私は、もう少し市長、市民の方をいつも目線に立ってということですので、事業仕分け、市民にも1回託されてみてはどうでしょうか。もう一度お尋ねいたします。

私は、議員の立場を離れまして一市民としても、この事業仕分けの意義を考えていただきたいと思います。提言させていただきます。

次に、高齢者孤独施策についてですが、このセレクトの最悪の事態は先ほども答弁にありましたが、孤独死です。この対応は、最終的には、介護専門職の個人的な努力に負っていることが今現状だと感じておりますし、地域包括支援センターの方でもかかわっておられますが、この人的な余裕がないのも実情かと思えます。私は、やはりこういうところに人材を投入して、財政基盤を整えることが早急に必要かと思えます。国は、2007年孤独死ゼロプロジェクトを実施して、住民などの見守りなどが行われております。ここでは、所沢市で行われておりますので、またそこをネットを引けば出でおりますので、一応そういう市でもどういうことをやっておられるのか検討されて、そして野洲市にも生かしていただけたらと思います。人の最期の看取りは誰がしてあげるのか、本当に諸問題がある中難しいテーマですけれども、この人の最期がさびしい社会でない社会づくりを、最優先的な課題として取り組んでいただくことを求めておきます。

そして、在宅高齢者の暮らしや外出状況など、こういうのを追跡調査をされておられるのでしょうか。実態をもっと把握して、セルフネグレクトの対応、支援、そしてノウハウの蓄積を願えることを提言いたしますが、所見をお尋ねいたします。

○議長（鈴木市朗君） 市長。

○市長（山仲善彰君） 私の方から、三和議員の事業仕分けについてのご質問にお答えをいたします。

ご指摘の新聞の報道は、全体は今日答弁させていただいたような3つ、4つの論点で、事業仕分けについては課題があるということを申し上げました。答弁で申し上げたように、否定はしていませんし、マイナス評価ではないのですが、それぞれの状況でどういう手段をとるかということですので、他市で削減効果があったというのは、それはそういうことだろうと思いますけれども、今回の国のところでも言われていますけれども、俎上に上げられているものが何なのか、分母が何なのか全部が示されておられません。私も前の職場で体験

しておりまして、体験を通じて申し上げていることでして、幾つかの課題があります。ですから、私やらないという意味を言っているんじゃないしに、今野洲市が抱えている状況の中でだったら、こういう集中改革プランで進めていただく方がいいということから申し上げているわけです。県内で一番最初にやったまちで事業仕分けの終わった後に、何か写真展を開く500万つける、議会で議論になって多分否決されたという、何か漫画みたいな話が事業仕分けを行ったまちでありました。事業仕分けで何か今踏み絵みたいになってまして、それに賛成するか反対するかじゃないしに、見解をお尋ねになったので、私はこういう見解ですと。で、やる、やらないというのは今後の問題です。例えば、来年度予算を事業仕分けでやるのがいいのかどうかというご提案であれば、具体的にお答えをいたしますが、よそで効果があったかなかったかについては、これはもっともっと具体的に検討しないと、表向きの削減額と実際はわかりません。

野洲市においては、昨年から危機的な状況の中と、体質改善ということで、今のこの集中改革プランという職員、私ども、理事者側で責任を持って可能な限りの情報公開をさせていただく中でやらせていただいているわけで、一般論で仕分けがいいかどうか、これはまた別で私の見解として述べさせていただきました。

そういうことなので、何か市民目線がどうか、ただ、個人的に言いますと、いっぱい戻りそうですから事業仕分けは査定でもないわけです。本来、議会の予算の委員会、決算の委員会で市民から選ばれた多様な議員さんの中で徹底的に議論されて、そこに市民も傍聴する、あるいはこちらはこちらで予算を公開して説明すると。こちらというのは、行政側でありますけども。こういう作業が健全で、私も先ほど言いましたように、危機的な状況の中では事業仕分けというのはあり得ると思いますけれども、今の野洲市の中でこの手法がいいかといった議論であれば、別ではないかなと考えておりまして、市民目線かどうかということと、単純に連動するものではないかと。ですから、やる、やらないの議論はなしに、私の見解として、先ほど3人の議員の方へのご質問にお答えをさせていただいたということでございます。

○議長（鈴木市朗君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（新庄敏雅君） 三和議員の再質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

1点目の、包括の仕事につきましては、介護相談とか虐待も年々ふえていくということで、現有の職員ではなかなかハードな厳しい状況であるということですので、今後専門職

員を安定的に配置ができればと考えております。

続きまして、在宅の高齢者の外出状況につきましては、事務の把握ができておらないということもあります。今後、民生委員さんとネットワークをとると共に、先ほどお答え申し上げました在宅ケア会議、こういうものを立ち上げまして在宅高齢者の状況をどうふうに把握するかというのを検討してまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 三和郁子君。

○16番（三和郁子君） 今、市長の答弁の中ですが、これからしっかり行政の中で議論をしていただいで進めていただければと思います。

セルフネグレクトの件なんですけど、これにつきましても、やっぱり今現場に出向く、職員さんが外に出るといこと、これが今一番必要だと思うんです。そうするとそこに職員さんが入り込まないといけない。これもやっぱり予算が入ってきますけども、トータルのにやはりソフト面、ここが今一番必要でないかなと感じておりますので、ぜひ、このセルフネグレクト、高齢者の孤独な今実態が、もっとまちが明るく生き生きとなるように、子どもからお年寄りまでが住みやすいまちということで築いていただければと思います。質問を終わります。

○議長（鈴木市朗君） 次に、通告第7号、第3番、小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） それでは、4点について一般質問を行います。

1点目に、本市の農業振興についてであります。市長ご承知のように野洲市農業委員会は、去る11月18日平成22年度の野洲市農業施策についての建議書を提出されました。この建議書では、農業を取り巻く現状が深刻な中で、農業・農村の疲弊を打開し、将来を見据えた地に着けた農業施策の展開を求めています。この建議に沿い、野洲市農業と農家を守る農政の推進が求められています。

建議書では農業を取り巻く現状について、行過ぎた経済効率性の追求と市場万能主義の経済、社会運営が大きな影響を与えていること、その中でアメリカが我々農業者に対して、自由貿易協定の締結を求めている。これに応え、民主党政権も自由貿易協定促進の姿勢を示していることについて、「日本農業に壊滅的な打撃を与えることは明らかであり、野洲市農業委員会としても締結反対を表明し、真の農業の再生を求めるものであります」として、これらに強い反対の意思を、農業委員会として表明されています。

そこでまず1点目に、農業委員会が以上のように、農業を取り巻く現状にこのように分

析し規定されていますが、このことについて市の見解を求めます。

2点目に、具体的な施策についてお聞きいたします。建議書では、野洲市農業・農村振興計画の策定と工程表に基づく確実な実現を求めています。市が将来展望を持てる振興計画を策定することは当然重要なことでありまして、私も農業委員会の指摘どおりだと思います。つまり、これまでの市農政が国の政策の具体化には忠実であるが、市としての具体的方向が見えてきていないから、こういう指摘が出てきているのだと思います。この指摘に対する見解と、具体的な振興策を策定される考えがあるのかをお聞きいたします。

3点目に、さらに具体的に、先ほど来、議論にもなりましたが、担い手確保と育成については、建議書では、若い担い手、女性農業者、兼業農家、定年退職者や、帰農、帰ってくる農ですね、帰農や新規就農など就農体制の底辺の拡大の施策立案を提言しています。重要なことだと思いますが、しかし、この面でこれまで市の対策は、私は弱いと考えています。これらの対策についてお聞きいたします。

4点目に、優良農地の保全の取り組みであります。これまでも議論してきましたが、耕作放棄地の対策では、具体的な対策を求めています。そして近年では、集落周辺の畑においても増加していると言われておりますが、この対策についてお聞きしておきます。

5点目に、これら、今後役割が求められる農業委員会であります。平成21年度では職員を削減されました。これまで言いましたように、今後の重要性を認識されると増員が本来必要だと考えますが、見解をお聞きいたします。

次に、大きい2点目、鳥獣被害防止計画の策定についてであります。ご承知のように、近年有害鳥獣・野生動物による農作物被害は大きな社会問題であります。この被害が、旧山間地域など特定の地域に集中的に発生するわけでありまして、近年は山間部から平地にまで被害が拡大の傾向でありまして、年間の農作物被害金額は全国で約年間200億円と言われております。

これらの鳥獣の捕獲数が10年前に比較して、猪が4.8倍、ニホンジカ2.8倍、ニホンザルは1.8倍と言われております。このような野生、鳥獣による被害は営農意欲の減退をもたらすと共に、農山村の暮らしにも深刻な影響を与えています。近年、本市でも同様の傾向がありまして、被害がふえてきています。

この件では、市もご承知だと思いますが、平成20年2月に鳥獣による農林水産業等に関わる被害の防止のための特別措置に関する法律が施行されました。この法律は自治体が被害防止計画を策定した場合、被害防止施策を推進するため必要な財政上の措置が講じら

れます。この法律の制定以来、全国的に計画策定と事業実施を進めている自治体が多数となっています。

本市では、しかし対策は実施されていません。この鳥獣被害防止法に基づく対策はとられていません。これは、先手の対策が必要でもあります。本市でも具体的な施策、対策を進めるためにも、今言いました法律に基づく防止計画を策定し、推進すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

大きい3点目、同和行政の終結であります。この問題も再三これまで質問してまいりました。改めて現状を述べますと、昭和44年以来進められてきた同和対策事業は三十余年の成果と到達の上に立ち、平成13年度をもって特別対策は終了されました。つまり、長年にわたる市民との行政の努力により、大きな成果を上げてきたのであります。

しかし、旧中主町の場合、小集落改良事業の実施や個人施策の段階的な廃止、同和対策審議会の廃止をしてきたところではありますが、合併後、差別ある限り同和対策が必要という、旧野洲町の同和行政を継承し、現在も継続されています。その結果、今の同和関係事業や予算は事実上聖域であります。しかも、私が見る限り、一部運動団体、部落解放同盟に追随した同和行政であります。

そこで1点目に、この問題の基本点について改めてお聞きいたします。市が進める最大の問題点は、「今なお差別意識がある。よって同和対策事業、同和教育が必要」というものであります。このような推進は、これまでの成果・到達、市民の努力を否定するものであります。市民に理解されるものではありません。つまり、民主的で公正な行政を否定するものであります。改めて、成果と到達、そしてその上に立って終結の意思があるのかどうかをお聞きします。

2点目に、この問題は現在市が進めている集中改革プランでも改選前の市議会でも議論になりましたが、さらに私以外の多くの議員の皆さんからも意見がありまして、全体として終結を求める意見が多く出されました。同時に市民の世論も多数が廃止を求めていると考えます。ところが、集中改革プランでは、同和対策基本計画の中間年であり、見直しそのものは進めるとしながらも、私が考えるのは、改革プランの記述はあいまいであります。結果として、事実上の継続と言わなければなりません。この際、不必要、それどころか不明朗とも言える個人施策、及び団体施策があります。よって、この廃止について今回の質問では、具体的な期日、これをもっと明確に答弁されるよう求めます。

3点目に、有隣館の建て替えについて見解を求めたいと思います。

市長は、規模縮小の決断をされました。私は、この際簡潔に一言、この際建設中止を検討すべきではないかと考えています。見解をお聞きいたします。

大きく4点目に、市、野洲市工業振興助成金についてお聞きいたします。この問題につきましては、現在進めている集中改革プランでは、平成22年度、23年度で各10億円の不足に対して、公共施設の廃止あるいは市民サービスの切り捨て、負担強化の内容で推進されようとしています。このように、サービス切り捨て、負担強化は、その内容中心であります。その一方で先ほど申し上げました同和対策事業関連予算や大企業への振興補助金は、企業の約束として事実上継続すると知り、私はこの点ではきわめて不十分と考えます。

よって、野洲市工業振興条例に基づく助成金は、少なくとも資本金5億円以上の大企業については、今日の市財政の状況と助成企業のこれまでの雇用モラルから見ましても、この際廃止すべきと考えますが、見解をお聞きいたします。

以上であります。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、私の方から小菅議員の農業振興の関係と、あと鳥獣被害防止計画の策定のこの2つについて、お答えを申し上げたいと思います。

まず、農業振興の関係の1点目の、農業委員会による建議書の農業を取り巻く現状の分析・規定についての見解でございますけれども、昨今のデフレ経済と言われる経済の中で、市場価格が低迷しておりまして、特に食の根幹であります農産物価格につきましても、生産価格に見合わない価格で推移しているという認識でございます。

一次産業は、二次、三次産業と比べて生産性が低くならざるを得ないのは誰しもお理解をいただいていると思いますが、それが十分価格に反映されず、大型量販店等に供給する流通では、きわめて安価な価格設定となっているのが現状でございます。

こうした現状の中で、日米FTA締結につきましても、9月議会の一般質問でもお答えいたしましたとおり、日本農業、特に穀物生産を中心としている本市の農業には影響が大きいことから、時期尚早と考えております。

このことから、滋賀県市長会として、9月に日米FTAの締結阻止を国に対して働きかけるよう県に要望したところでございます。

2点目の、野洲市農業・農村振興計画の策定と工程表に基づく確実な実現についての見解でございますけれども、米をはじめとした穀物生産を中心とする本市の農業にとっては、

国の施策によって大きく左右されるのが現状でございます。他方、このまま国の施策に依存するだけでは、将来ビジョンが描けないと感じておられる農家も多数いらっしゃることも事実でございます。

こうしたことから、今月の広報でも掲載させていただきましたけれども、おいで野洲まるかじり協議会を立ち上げまして、地産地消を核とした市内流通の活性化を図るべくふるさとづくり計画を策定したところでございます。ふるさとづくり計画を着実に実施すれば、将来の本市の農業の展望が完全に開けるというわけではございませんが、この域内市場の活性化により、生産者と消費者の双方にこれまで以上に利益が得られるようになり、ひいては生産者の生産意欲の拡大につながるものと考えております。

また、本市の農業という形で一括りにはできない多様な農業形態があるのも事実でございますので、個々の集落の営農形態にあわせた持続可能な振興を図る必要があります。今後、早急に農業者との懇談会を開催し、高齢化の進行ですとか、安定した所得が得られないこと等によります後継者不足、こういった深刻な課題に対して、どのような農業・農村の振興が望ましいかを意見交換しながら、来年度中を目処に市としての農業・農村振興計画を策定してまいりたいと考えております。

3点目の、担い手確保と育成対策についてのご質問でございますが、今年度から米の協業化に取り組んだ集落営農組織に10a当たり1万円の補助金を交付する制度を、市の単独施策として創設いたしました。今のところ、あまりこの制度を活用いただいておりますが、先ほど申し上げましたとおり、多様な集落の農業形態にあわせた持続可能な振興を図るために、本市においてどのような施策が効果的か、農業者との懇談の結果を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

4点目の、耕作放棄地対策についてのご質問でございますが、農地法等の改正によりまして、農地の利用促進を一層図っていく必要があると考えておりまして、野洲市耕作放棄地対策協議会を今年1月に立ち上げまして、今年度から一部でその再生活動を開始し、市内の農振農用地区域にございます耕作放棄地16.3haを、23年度末に解消するための工程表を今年度末までに策定する予定でございます。

また、集落周辺の畑の利用につきましては、市内のある集落では、退職者がグループを作って、耕作されていない畑を利用してミニトマトを栽培されているような事例もございます。こうした取り組みをモデルにしながら、優良農地の保全に取り組んでまいりたいと考えております。

5点目の、農業委員会の組織体制の充実・強化についてのご質問でございますけれども、農業者が県から免税軽油使用者証の交付を受けるために、耕作者証明が必要になってきたことから、それに係る事務が増加しているというのが今の現状でございますが、さらに、今月15日から施行される改正農地法の施行に伴いまして、相続等により許可を受けることなく、農地の権利を取得した者の届出が義務付けられることに伴う書類の受理ですとか、あるいは遊休農地の是正指導権限の強化など、農業委員会の果たす役割が大きくなっていくことから、これらの業務量について十分精査した上で検討してまいりたいと考えております。

引き続きまして、獣害被害防止計画の策定についてのご質問にお答えを申し上げます。

本市では、獣害防止対策として旧野洲町時代の平成13年度から15年度にかけまして、猪防止柵溶接金網支給要領を制定いたしまして、各自治会において支給した材料により防止柵を山の裾野に設置をお願いしてまいりました。防止柵の設置により、猪による苦情や農作物の被害は減少したことから、ご指摘の鳥獣被害防止特措法による対策をとってきませんでした。

しかし、本年夏以降初めて、断続的にニホンザルの出没に加えまして、人的被害ですとか農作物への被害が発生しております。また、猪の出没や農作物への被害も例年になく多く発生している状況でございます。幾度となく、猟友会会員及び職員による捕獲檻の設置ですとか、被害状況の確認等見回りを実施しているところでございます。

こうしたことから、改めて防止体制を整備する必要があると考えておりますので、今後関係者と被害防止について協議をしてまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 小菅議員の、同和行政についてのご質問にお答えをいたします。

まず、第1点目の同和行政の成果と到達及び終結についてのご質問でございますが、野洲市の同和行政の取り組みにつきましましては、同和対策特別措置法が施行されて以降、現在まで約40年の取り組みを進めてまいりました。この間地域の皆さんの自立に向けた姿勢と行政との協働した取り組みによりまして、特に環境改善をはじめとするハード面では大きな成果を上げることができたものと考えております。

しかしながら、地区住民の自立支援に必要な進路保障や安定就労等のソフト面の取り組みや、依然として差別事件が発生するなど、教育・啓発には課題が残されているものと認

識をしておるところでございます。こうしたことから、一日も早く差別のない社会が築けるよう、課題の解決に向けて必要な取り組みを進めてまいりたいと考えております。

次に、2点目の個人施策等につきましては、今日まで取り組んでまいりました各施策の目的の達成度や残された課題等を見極め、見直しを検討しております。個人施策の見直し案につきましては、9月に開催されました同和対策審議会等におきましても説明を行ったところでございますが、今年度実施しております地区生活実態調査等の結果を踏まえまして、今後地元関係機関等と協議を重ねまして、一定の見直し結果につきましては、来年度の予算に反映してまいりたいと考えておるところでございます。

次に、3点目の有隣館建て替えの件につきましては、ご承知いただいておりますとおり、当初の計画を変更し、現行の有隣館の機能を維持する上で基本となる規模での建て替えを進めております。有隣館は、第二種社会福祉施設として、地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として、また生活上の各種相談や人権課題解決のための各種事業を総合的に行っております。人権・同和問題の早期解決と当地域が抱える課題解決に向けて、隣保事業を継続していくため、今回、その拠点となる有隣館の建て替えを行うものでございますので、ご理解を賜りたいと存じます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の、市工業振興助成金につきましてお答えをいたします。

ご承知いただいておりますとおり、野洲市工業振興条例については、平成17年3月議会におきまして議決をいただき、平成17年度から平成19年度末までに申請のありました23社に対して、約15億5,000万円を交付するもので、このうち平成20年度までに8億5,000万円を交付してまいりました。

なお、制度創設後、申請受付期間が3年間であり、順次交付をしてきたことから、助成金を100%交付した企業もある反面、交付率が20%に満たない企業もあります。これまでの交付実績全体では、54.8%となっております。

当該助成制度は、工業の育成及び企業立地の推進を図り、市工業の振興及び雇用の創出を目的として創設したものでございます。市内の工業団地の空閑地の早期利用を図り、また企業誘致により安定した固定資産税等の収入を見込んだものでございます。

このようなことから、厳しい市財政状況を踏まえまして助成金の交付にあたりましては、弾力的な運用をしながら進めてまいりたいと考えてございます。

以上、答弁いたします。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 1点目の農業振興であります。一言で言うと、政策監の答弁自身も国依存だけではだめだと。それなりの施策が必要だと。そして、来年を目処に振興計画をそれなりにつくっていきたいと言われましたが、先ほど言いましたように、将来を見据えた地に着けた農業施策の展開、そして振興計画を策定すべきだというのが、農業委員会から出ているわけですが、昨年もほぼ同趣旨のやつが出ていると思うんですけど、言いたいのは、そう言われるが、実際はなかなか地に着いた振興策をされていないから、同じような建議書が毎年のように来ているわけですね。この間、地産地消を中心とした一定の展開をやってきたと言われましたが、それはそうなんです、もっと今日の農業の実態を基本に置いた施策展開を、そしてそれを振興計画にもっと入れなあかんと思うんですけどね。

先ほど三和さんの答弁を聞いていると、例えば、今本市の場合は法人が1、集落営農が二十何体ですね。それで約、認定農家が95人ですか。それで約60%面積を占めている。逆に言うと残り40%が、中小兼業農家ですかね。そう理解していいと思うんですけども、だからその集落営農認定農家、そして残りの40%の中小兼業農家も含めて全体のそこを踏まえての施策を、私はどう展開するかを求めていると思うんですけども。

そこで、もう中身は言いませんが、項目的に例えば大規模集約化集落営農と言われるのであれば、私は、集落営農についてのもっと抜本的な対策と補助をしていかなあかんと思うんですね。そこはやっぱり弱いです。別に細かいことを言うわけじゃないですけども、本当に24団体のうち、確か以前の答弁では、当面12団体を法人化すると言われましたんかな。そうは言われても、本当にできるか言えばきわめて疑問ですよ。そういう意味では、抜本的な補助施策、例えば農機具の更新に対する補助、細かいことを言えばそういうことも含めて、そういうことをもっと方針の中に入れるとか、あるいは米を含めた特産物の開発と販路、これ、今農家の1つの課題だと思います。そういうのとか、先ほど言いました担い手も、いろいろ言われましたが、以前言いました四国の今治市でしたかな、そこでの対策などと比べるとまだまだ対策が弱いと私は思っているんですね。

だから、そういうことを含めて、現状規定をもっときちっとして、そして今幾つかの点を若干言いましたが、それこそきちっとした工程表をつくるべきだと思うんですけども、今言いましたことも踏まえてつくっていくのかどうか、それを確認しておきたいと思いま

す。

それと、2点目の、鳥獣被害の防止計画の策定であります。ちょっと答弁を聞いてよくわからなかった。協議していくと言われましたが、策定をするということなんですか。ちょっとそこら辺よくわからなかったので、お聞きしておきたいと思います。これは、先ほど言いましたように、平成20年2月やったかな、法律が策定されまして、この策定をすれば、さっき言いましたように、財政措置がかなり高いんです。だから、ソフト事業なりハード事業なり、ソフト事業でありますと最高200万円ですか、あるいはハード事業やと費用の2分の1が国が負担するというので、例えば、侵入防止柵の設置だと、これについて言えば、補助率は特別交付税措置、ちょっとややこしいですけど、これも含めて9割補助なんです。

だからこういうことを含めてあるから、全国的に平成20年にこの法律が制定されて、この1年余で多くの自治体が制定されているんです。防止計画を。滋賀県でも策定とそれから今年度に策定検討、策定するというのが、23自治体ですかね。まだ手つかずが、野洲市を含めて3自治体だけなんです。そういう意味では、先ほど少し言われましたが、私なぜ抜けたかというのがもう一つ意味がよくわからないんです。

だから、もう一度お聞きしますが、先ほど政策監も言われたように、被害がもう昨年からは出ているわけなんです。しからば、もう策定検討を少なくともしていたはずなんですけども、この法律制定は知らなかった？ 存在は知らなかったんですか、ではないですか。そこら辺も含めてお聞きしておきたいと思います。

それと、さっき言いましたように具体的に協議していくと言われましたが、制定するために協議するのか、もう少し明確に答えていただきたいと思います。

あと、3点目の同和行政ですが、先ほど来、他の皆さんからもお話がありましたように、結局答弁は一緒だなと思います。引き続き必要だと、一言で言えばそういうことなんですけども、それは今議会に出されました集中改革プラン検討の状況、11月現在のやつを見ましても、例えば36ページに同和对策固定資産税減免が書かれていますが、当初の素案内容は「他の個人施策と同様経済支援であり、合理性の観点から見直しを検討します」。一応、見直しは検討しますと書いているわけですね。しかし、「今後の制度のあり方については、部落差別の現状と課題を踏まえて、継続して検討します」。継続して検討します、これをどう読み取ったらいいのか意味が全くわからない。改めてお聞きしておきたいと思いません。

それと、同じくこの24ページに、同和対策技能取得教育訓練受講補助金。これは、経済支援であることにかんがみ所得制限の設置と適正化を図ることを検討します。そして、今後の制度自体のあり方については、部落差別の現状と課題を踏まえて、これも継続して検討します。意味がわからない。何を継続して、何をどう検討するのか。

この項目に限って言えば、今議会でも一般質問でありましたように、これほど経済、雇用、それから全国的にも年収200万円以下の世帯が1,000万人と言われる中で、雇用なり、収入なり、これはもう全市民的な課題でしょう。これこそ、廃止して一般施策に移行しようと思えば、もう明日からというわけにはいきませんが、新年度からすぐできることではないんですか。全市民に共通する課題でしょう。雇用問題とか、考えてみれば。その点から見ても、私はおかしいと思います。だから、そういうことを含めて、改めて今言いましたことも含めて、再度考えと今後の方向をお聞きしたいと思います。

それと、これは市長がいいのかわかりませんが、有隣館の問題ですが、第二種社会福祉施設、一見全市民的な施設として言われますが、その中身は言いませんが、実際はそういうものではないわけですね。ですから、今、集中改革プランも含めて、一連の施設の廃止、そして市長自身もよく言うように、いまさらの話ですが、なぜ中主にコミセンが2カ所もあるのか、それ自身がおかしいこともこれまた市長が言われたこともあります。そういう状況の中で、廃止の分庁舎があって、近くにコミセンが建って、またその近くにまた施設ができると、この面から見ましても、本当に今日の財政状況、市民の思い、感情から見て指示されるかどうか。今一步思い切って、もちろんこれは地元協議との関係もありますが、どうなのでしょう。私はこういう面からも今検討すべきやと思います。ある意味では、これも地元の総意を集約していただかないとわかりませんが、ある意味、あえて何が必要かと言えば、私は自治会館ではないかと思います。その建設ので費用は私は今特に言いませんが、今言いましたことを含めて、もう一度考えていただきたいと思いますので、改めて答弁を求めたいと思います。

それと、最後に振興助成金です。先ほど言いましたように、これもまたそれなりの反論答弁をされるかもわかりませんが、集中改革プランで、市民に対しては施設の廃止、それと市民サービス切り捨て負担強化、いわゆる2年間我慢してくれ、項目によっては継続して市民にご理解願いたいと言ったわけですね。その一方で、今言いました同和関係予算なり、あるいはこの振興助成金、企業に対する約束と言われましたが、市民施策も条例に基づく市民の約束やったんですよ。それを我慢してくれと言うわけでしょう。

しからは、これほど大変と言うのであれば、せめて資本金5億円以上の大企業については、この際思い切って廃止しても理解は得られるのではないかと私は思うんですね。しからは、23社のうち、資本金5億円以上の企業の数、それと補助金の残額、残金ですね、これを教えてほしいと思います。ちょっと間違っていたら何なんですけど、例えば私の知る範囲では、例えばオムロンが8,500万円とか、村田製作所が3,500万円とか、ソニーが5,500万円とか、日立ツールが5,200万円とか、残金があるかと思いますが、きわめて大きな金額ですね。オムロンで言えば資本金が641億円、村田製作所で言えば資本金が693億円、村田製作所で言えば、内部留保が約8,000億円あると言われていた大企業です。わずかに人口5万の野洲市の、村田製作所で言えばあと3,500万円の補助金が本当に必要なかどうかということも含めて、この際考えるべきではないか、改めてお聞きしておきたいと思います。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） それでは、小菅議員の再質問にお答え申し上げたいと思います。

まず、1点目の農業振興の関係のいわゆる農業・農村振興計画、これをどういう形でくっていったという、そういうようなところのイメージの中で、兼業農家のお話ですとか、あるいは集落営農への補助ですとか、あるいは米を題材にした特産品の開発とか、こういうようなところのポイントをいただきまして、当然今いただいたようなところというのは、今、野洲市で抱えている問題としても位置付けています。

ただ、集落営農の補助について言えば、先ほど申し上げたような形のその米の協業化に取り組む集落営農組織に補助を交付する制度を単独施策として今年度から今創設をしているというところがございますけれども、いずれにしても、この1年間ぐらいかけて、まずは早急に多様な形態が農業形態があるということもありますので、単一のその方向性を示しても、こちらの方ではそれにうまく乗るけど、こちらの方ではうまく乗らないとか、そういうようなこともありますので、やっぱり多様な農業形態を見据えた上で、言えば単一の農業施策というよりは、いろいろな地域の農業形態、あるいはその担い手の状況とかそういうのも踏まえながら進めていくのが一番現実的にあるのではないかと考えているところでございます。

それからあと、鳥獣害被害防止計画の策定の関係でございますけれども、知らなかったのかということでございます。これは存じ上げてございましたけれども、結構先ほどの答

弁の中でも申し上げましたように、今年度の夏以降初めてこういう断続的な猿の発生ですとか、猪の出没とか、かなり目に余るような形になってきたのが今年度になってからということで、それで我々もちょっと検討しなきゃいかんなど考えているところです。

先ほどご案内がありましたいわゆる特措法に基づきます被害防止計画で、これは農水省のホームページとかでも、要は今年度中に策定予定の市町村を除けば、滋賀県の中で言えば、草津とこの野洲とあと豊郷町のこの3市町が後発というような形になろうかと思うんですが、他方で今、先ほど来、いろいろ議員の方から言われているいわゆる国の事業仕分け、これで、この鳥獣害被害防止総合対策事業は自治体の判断に任せるといった裁定が、今下っているというところでございます。逆に言うと、これがそのまま財務省の政府案になっていきますと、予算計上自体がされないというような形もございますので、その辺も見極めながら、逆に言うと、これがまだ予算として来年度生きているのであれば、当然今のこういう市の財政が厳しい状況でございますので、こういったものを取りに行くような、要は防止計画を策定するような方向も定めてまいりたいと。ただ、来年度の予算状況は非常に不透明であるので、先ほどのような答弁とさせていただいたということをご理解いただければ幸いです。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） 小菅議員の同和対策事業についての再質問にお答えをいたしたいと思います。

基本的に、個人的給付事業をさせていただいているというのが、過去のいわゆる被差別の立場にあった方々が、そういったことを理由に例えば進路保障が十分でなかった、そのことを原因として、それだけではないと思うんですが、就労等でも不利な状況に置かれた。あるいは、過去ですとあからさまな差別を受けていた。こういうような状況が反映して、例えば就労条件で非常に不利な状況があったと、そういったことは今日にもまだまだ影響があって、例えば、地区内の方々に特に中高年齢者を対象にしてみますと、不安定な就労の方が多いとか、就職希望の方が多いとかいうような実態調査の結果も出ておる中でございます。こういった中で、こういった形で我々が支援をしていくかという中で、一定の経済的な支援を必要だという認識を立てながら行ってまいったわけでございます。

こういった中の1つとして、固定資産税の減免なり、それからもう一つは、さっき技能付与、この辺は特に技能付与というのは、さっき申し上げたように技能付与することによ

って、そういった方々が就労に対して優位な条件につけるというために必要な施策だと、かように思っておるところでございますので、こういった施策について今日まで実施していたところでございます。

しかしながら、先ほど申し上げたように、現状を再度確認する上で、経済的な格差が今どうなのかということを確認しながら、もう一度検討してまいりたいという意味で、ここに継続して検討というふうに書いております。この背景としましては、さっきも一応触れましたが、地区の実態調査等も踏まえて、現状を確認しながら検討をさらに進めると、かようなことを考えておる次第でございます。

それから、有隣館の件でございますが、これは小菅議員もご指摘いただいておりますように、老朽化、あるいは耐震化の問題があるということについては、旧の中主町時代からの課題でございます。それは残念ながら改築に至らなかったという中で合併に至ったと、こういうところで、今回ようやく建て替えの運びになったということでございます。検討経過の中でもいろいろ議論がございましたが、少し規模等を見直す中で、現状の有隣館の機能を保障するような形の規模の中で今回建て替えをさせていただいて、隣保事業を進めていこうと思っておる次第でございます。もちろんこういった事業を進めるにあたって、地域の方々にご参加をいただく中で、できるだけ有効な施設になるような形に進めてまいりたいとは考えておるところでございます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） それでは、小菅議員の再質問にお答えしたいと思います。

2点です。資本金5億円以上の企業数と残額ということでございます。企業数は7社でございます。残額は約2億8,000万でございます。

それと、基本的なことで、5億円以上を廃止すべきではないかという、また再度の質問でございましたが、最初に答えましたとおり、やはり弾力的な運用をしながら交付をしていきたいということでございますが、このことにつきましては、条例の方でまず助成措置決定という手続きをします。そして、それぞれの当該年度の交付申請をしていただいて、市の財政状況、あるいは予算状況を見ながら、交付決定あるいは交付という手続きをしております。既に、助成措置の決定をしておるのは、15億5,000万という、先ほど申しました数字でございますので、これはやはり1つの約束事ということで交付をしなければならないということで、廃止はできないと思っております。

また、規則でもおおむね5年ということも規則で定めておるわけなんですけども、これ

につきましては、先ほども申しましたとおり、市の今、22、23は特に集中改革プラン中でもありますし、そういうことも踏まえ、財政状況を見ながら繰り延べの措置で交付をしていきたいと、現在考えているところでございます。

以上、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（鈴木市朗君） 小菅六雄君。

○3番（小菅六雄君） 政策監、国の事業仕分けでこういうことがあったらしいですね。里山保全事業について、これが仕分けの対象になって、その中で仕分け人から「本当に里山の保全で認めている人なんているんですか」言うて、仕分けの対象で。廃止になったのかな、ちょっと忘れましたが、切られたみたいですね。そういう方々がやっているさかいに心配なのは心配なんですけども、しかし、結論だけ言いますが、事業仕分けでどうなるかわからないけども、継続されれば計画策定しちゃいますか。その点について1点だけ確認しておきたいと思ひます。

それから、同和行政の問題であります、副市長、そう言われるのであれば、不安定就労、不安定収入と言われるのであれば、どれだけの格差があるのか、就労と収入で。はっきり数字でこの際答えて下さい。

それと、先ほどと同じ質問になりますが、例えば同和対策技能取得教育訓練受講補助金、金額は76万円ありますが、このような雇用就労については、全市民的な課題ではないんですか。今、市民が置かれている実態は。そういう立場から先ほど質問したんですよ。今、これだけ雇用が大変、収入が大変、生活が大変という中、これ、全市民的な課題でしょう。そう解釈すれば、少なくとも例えばの例で言っているわけですが、この補助金であれば、もう新年度からでも廃止して一般施策に継続なりできるでしょう。一般施策で全市民を対象にして。そういう意味で質問をしたのです、もう一度お聞きしておきたいと思ひます。

それと、振興助成金、助成決定をしたので廃止できないと言われましたが、これは法律的にそういうことなんですか。絶対そうですか。市の裁量、市長の裁量で廃止可能ではないんですか。もちろん条例改正等、一連の手続きは必要であります、法律的に禁止されているんですか、確認しておきたいと思ひます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部政策監。

○環境経済部政策監（土肥義博君） 小菅議員の再々質問にお答え申し上げます。

先ほどの答弁の繰り返しになりますが、事業仕分けの結果にかかわらずもう事業は継続

されるという形になれば、当然私ども、この地域協議会というのを立ち上げれば、ソフト経費でこれ10分の10、200万円までもらえる。それで対策がとれる分がかなりありますので、当然事業は継続される場合にあってはこの予算を取りに行くべく、いわゆる特措法に基づく被害防止計画を作成するつもりでございます。よろしく申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木市朗君） 副市長。

○副市長（川尻良治君） それでは、小菅議員の再々質問にお答えをいたします。

まず、格差という話でございますが、この点は先ほど申し上げたように再度実態調査等の結果を踏まえて明らかにしていきたいと思っております。

それから、もう一点、いわゆる技能付与等の受講補助ですが、これは先ほど申し上げたように地区内の方々に、やはり免許とかあるいは介護ヘルパー、こういった資格を持っていただいて自立につなげたいという形で施行してまいりましたので、先ほど申し上げたような形の事業だということでございます。

それと、一般的にそういった施策を拡大していくという考え方はあるかと思いますが、現時点でその手続きの方はまだしておりません。ですから、今、同施策としてはこういった内容があるということのご説明でございます。

○議長（鈴木市朗君） 環境経済部長。

○環境経済部長（岡野 勉君） 小菅議員の再度の質問に対してお答えします。

助成決定の運びですが、法的にだめなのかというようなことだということで、これは詳細について調べる必要はございますが、一旦決定をしたことをやめるということは、民法上と申しますかそういう部分ではちょっと問題が出てくるんじゃないかと、ちょっと今、はっきりは申し上げられませんが、これは詳細に調べたいと思います。よろしく申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木市朗君） お諮りいたします。

本日の会議はこれにてとどめ、延会したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（鈴木市朗君） ご異議なしと認めます。よって、本日はこれにて延会することに決しました。

なお、明11日は午前9時より本会議を再開し、本日に引き続き、一般質問を行います。

本日はこれにて延会いたします。(午後 4 時 5 1 分 延会)

野洲市議会会議規則第120条の規定により下記に署名する。

平成21年12月10日

野洲市議会議長 鈴木市朗

署名議員 矢野隆行

署名議員 梶山幾世